

# 平成五年度 陵墓関係調査概要

## 陵墓調査室

当部においては、古代高塚式陵墓及び埋蔵文化財包蔵地内等にある陵墓の保全・整備のために緊要な土木工事を実施するにあたって、施工区域の遺構・遺物の有無確認、ならびに工法決定に資するために事前調査や立会調査を行っている。本年度も陵墓調査室が各陵墓監区事務所の協力を得て、左記の個所において調査を行った。番号は事前・立会各調査の通し番号である。

### 事前調査

一、宇多天皇中宮温子以下宇治陵（京都府宇治市木幡）、排水管ほか設置工事個所の調査  
担当 田端勝一、松岡義泰（桃山監区、七一八月実施）

三、仁德天皇后磐之媛命平城坂上陵（奈良県奈良市佐紀町）、見張所改築工事個所の調査  
担当 徳田誠志、谷垣孝實、鎌田幹史（畝傍監区、七一九月実施）

四、垂仁天皇菅原伏見東陵（奈良県奈良市尼辻西町）、見張所改築工事個所の調査  
担当 徳田誠志、谷垣孝實、鎌田幹史（畝傍監区、七一九月実施）

担当 福尾正彦、佐藤利秀、山本明利、西田哲也、西村寛治、北村豊（畝傍監区、十一一十二月実施）

五、四條天皇以下月輪陵（京都府京都市東山区今熊野泉山町 泉涌寺内）、石積改修工事個所の調査  
担当 内海克己、曾田誠二（月輪監区、八月実施）

六、天智天皇山科陵（京都府京都市山科区御陵上御廟野町）、鳥居改築工事個所の調査  
担当 坂部泰生（月輪監区、八一九月実施）

### 立会調査

担当 立会調査（八月実施）

七、村上天皇村上陵（京都府京都市右京区鳴滝字多野谷）、鳥居改築工事個所の調査

担当 長谷川政明、森下利光（桃山監区、九月実施）

八、追尊天皇岡宮天皇眞弓丘陵（奈良県高市郡高取町大字森）、鳥居改築工事個所の調査

担当 西村寛治、古河稔也（畠傍監区、九一十月実施）

九、神武天皇畠傍山東北陵（奈良県橿原市大久保町）、人止柵改修工事個所の調査

担当 舟瀬利昭、本多均（畠傍監区、九一十月実施）

一〇、安閑天皇皇后春日山田皇女古市高屋陵（大阪府羽曳野市古市五丁目）、鳥居改築工事個所の調査

担当 中村直嗣、大林茂男（古市監区、十月実施）

一一、來自皇子埴生岡上墓（大阪府羽曳野市はびきの三丁目）、侵入防止柵取設工事個所の調査

担当 富賀稔、浅井良寛（古市監区、十一月実施）

一二、順徳天皇火葬塚（新潟県佐渡郡真野町大字真野字林）、鳥居改築工事個所の調査

担当 笠野毅、森谷雅勝（多摩監区、十一月実施）

一三、孝明天皇後月輪東山陵（京都府京都市東山区今熊野泉山町 泉涌寺内）、参道沿い落石防護整備工事個所の調査

担当 上村雅洋、高橋秀明（月輪監区、十二一、二二一三月実施）

一四、花園天皇十樂院上陵（京都府京都市東山区粟田口三条坊町）、上水道管布設工事個所の調査

担当 竹村哲也、坂部泰生（月輪監区、一月実施）

一五、雄略天皇丹比高鷲原陵（大阪府羽曳野市島泉八丁目）、境界線保護工事個所の調査

担当 富賀稔、浅井良寛（古市監区、一月実施）

一六、安閑天皇古市高屋丘陵（大阪府羽曳野市古市五丁目）、墳塋裾保護工事個所の調査

担当 福尾正彦、中村直嗣、小走直敬、小林利雄（古市監区、一一三月実施）

一七、天智天皇山科陵（京都府京都市山科区御陵上御廟野町）、污水管設置工事個所の調査

担当 竹村哲也、坂部泰生（月輪監区、二月実施）

一八、仲哀天皇惠我長野西陵（大阪府藤井寺市藤井寺四丁目）、余水吐漏水防止その他工事個所の調査

担当 富賀稔、浅井良寛（吉市監区、二月実施）

一九、履中天皇百舌鳥耳原南陵（大阪府堺市石津ヶ丘）、堤防漏水防止工事個所の調査

担当 小林利雄、井上武（吉市監区、二月実施）

二〇、履中天皇百舌鳥耳原南陵（大阪府堺市石津ヶ丘）、鳥居改築工事個所の調査

担当 小林利雄、井上武（古市監区、二一三月実施）

三、垂仁天皇皇后日葉酢媛命狹木之寺間陵（奈良県奈良市山陵町）、渡

土堤護岸補修工事個所の調査

担当 谷垣孝實、鎌田幹史（畝傍監区、三月実施）

三、大塚陵墓参考地（大阪府松原市西大塚一丁目・羽曳野市南恵我之荘

七丁目）、入水溝取設工事個所の調査

担当 富賀稔、浅井良寛（古市監区、三月実施）

三、陵西陵墓参考地（奈良県大和高田市大字池田）、境界線保護工事個

所の調査

担当 多田京介、小走泰弘（畝傍監区、三月実施）

本年度の事前調査は、景行天皇山辺道上陵において、次年度に予定している墳丘裾部および一部外堤内法裾の各侵食個所の護岸工事、ならびに渡土堤石張工事を行うに先立つて、遺構・遺物の確認と、それを踏まえての工法を定めるために実施したものである。調査結果については、後掲の担当者による報告を参照されたい。また、調査期間中に、大阪文化財センター理事長坪井清足氏、建設省土木研究所砂防部長矢沢昭夫氏、奈良教育大学名誉教授梅田甲子郎氏の三方にそれぞれ調査現場の検分を依頼し、考古学・土木工学・地質学などの各分野から工法等に関じて貴重な御助言と御指導を受けた。

次に立会調査であるが、これは当調査室員が現地に赴いて実施した

り、あるいは当調査室員の指導のもとに所管陵墓監区の調査担当職員が行い、それぞれ遺構・遺物の有無を確認し、埋蔵文化財の保存と工事等に遗漏なきように努めた。以下、各項について、調査結果を略述する。

二は、宇治部事務所の便所を水洗式に改修するもので、排水管埋設個所及び排水樹・集水樹・下水道本管との接続樹の各設置個所の掘削に立ち会った。掘削個所は四層に分かれ、I層がアスファルト、II層が碎石、III層が茶褐色土（小石混じり）、IV層が赤褐色粘質土で、III・IV層が整地の際の盛土と考えられる。遺構・遺物は検出されなかつた。

三は、見張所の改築にあたり、その基礎部分及び浄化槽・マンホール・電気引込柱の各設置個所ならびに電気引込線の埋設個所を掘削するもので、掘削部分が比較的広く、また割合深く掘るため、本部調査員も派遣して立会調査を行つた。調査結果については、後掲の担当者による報告を参照されたい。

四も、既設の見張所改築であり、その基礎部分及び浄化槽・マンホール・電気引込柱・排水樹の各設置個所ならびに電気引込線埋設個所の掘削を行つた。三と同じく掘削部分が比較的広く、また割合深く掘るため、本部調査員を派遣して立会調査を行つた。いずれの掘削個所も明灰褐色粘質土の一層のみであり、この土は拌所を建設した際にまわりの水田から採土して盛り上げたものと考えられる。遺構・遺物は検出されなかつた。

五は、経年による内圧のため平成四年五月に一部崩壊した個所も含

め、石積を基礎部分まですべて取り除いた後、在来の石を再利用して積み直すという全面的な改修工事である。これの掘削に立ち会ったが、調査個所は過去にも掘削が行われており、遺構・遺物は検出されなかつた。

六・七・八・三・二〇は、いずれも経年で朽損した鳥居の改築工事で、掘削は在来の基礎部分のみであり、遺構・遺物は検出されなかつた。なお、三には本部調査員を派遣した。

九は、経年で朽損した人止柵の改修工事で、十二個所を掘削したが、いずれも在来柵の控柱部と同位置であり、すべて埋戻し土で、遺構・遺物は検出されなかつた。

一〇は、経年で朽損した鳥居の改築工事で、在来の基礎部分を掘削した。掘削個所の土層は五層に分かれ、I層が玉砂利層、II層が茶褐色砂質土（坪所整備時の盛土と考えられる）、III層は灰色及び茶褐色の粘質土と砂質土の混入土（II層と同じ）、IV層は在来鳥居基礎の埋戻し土、V層が黄褐色土及び灰色の非常に堅い粘土層（地山層、三～五センチ大の礫を含む）となっていて、地山の上に坪所整備時の盛土がなされ、それを堀り込んで鳥居が建てられていたものである。遺構は検出されなかつたが、II層から土器片二点、埴輪片一点が出土した。しかし、これらの遺物は小片のため図示できなかつた。

一一は、境界線沿いに侵入防止柵を取り設ける工事で、取設個所の掘削を行つたが、現表土下は全般的に黄褐色粘土質で、地山層と考えられ、

遺構・遺物は検出されなかつた。

一二は、参道沿いの崖地の落石防護のための整備を行うもので、工事個所の掘削に立ち会つた。掘削部分は地山であることが確認され、遺構・遺物は検出されなかつた。

三四は、花園天皇陵の引き込み上水道管を塩化ビニール管にて在来見張所まで引き延ばし、併せて足洗い場等を取り設ける工事で、上水道管布設個所と足洗い場（排水樹）取設個所の掘削に立ち会つた。いずれの掘削個所も黒褐色粘質土層で、小豆大から拳大の礫が混入していたが、遺構・遺物は検出されなかつた。

五六は、境界線沿いの在来石積をはずし、鋼管丸パイプ柵を設置する工事である。掘削個所の土層は在来石積を設置した際の埋戻し土と考えられ、遺構・遺物は検出されなかつた。

二六は、前年度に事前調査を実施したところで、本年度の工事実施あたり、本部調査員を派遣して掘削個所の立会調査を行つた。遺構は検出されなかつたが、須恵器片などが出土した。その所見については、紙幅の関係で来年度に報告することとした。

二七は、見張所の便所を水洗式に改修するもので、污水管理設個所及び污水樹・接続樹・U字溝の各設置個所を掘削した。掘削個所の土層は三層に分かれ、I層が表土（黒色腐植土）、II層が黄褐色粘質土（人頭大～小豆大の礫混入）、III層が赤褐色粘質土（親指大～小豆大の礫混入）である。現地表下〇・七メートルで旧参道と思われる川砂利層が確認さ

れたので、少なくともII層は旧参道改修以後の盛土と考えられる。他に遺構・遺物は検出されなかつた。

六は、余水吐の漏水個所に粘土刃金を充填するための掘削に立ち会つたものである。コンクリート余水吐の下は、全般的に青灰色粘土質もしらべは黄褐色粘質土で、堤防の粘土刃金と思われ、遺構・遺物は検出されなかつた。

五は、外堤西側の漏水個所の補修に粘土刃金の補充を行うための掘削に立ち会つたものである。掘削個所の土層は上層が刃金土と思われる黄褐色粘土、下層が濠内堆積土と思われる灰色砂質土で、遺構・遺物は検出されなかつた。

三は、北側に位置する渡土堤西側の侵食による在来樋の漏水個所を粘

土刃金で閉塞し、併せて護岸補修のためフトン籠を設置する掘削に立ち会つたものである。掘削個所の土層は六層に分かれ、I層は表土（木根による攪乱層）、II層は腐植土、III層は灰色粘土層（後世の盛土）、IV層は黄褐色粘土層（III層と同じ）、V層は腐植土（栗石・礫混入、崩落した葺石の堆積層）、VI層は灰色砂層（地山）であつたが、遺構・遺物は検出されなかつた。

三は、西池・東池間渡土堤（後円部側）付近の入水溝取設個所の掘削に立ち会つたものである。掘削個所の土層は、東面が四層に分かれ、I層は茶褐色土、II層は黄茶褐色砂質土、III層は黄褐色粘質土、IV層が黄色砂質土で、I層からIV層にかけて攪拌を受けている。西面では砂層

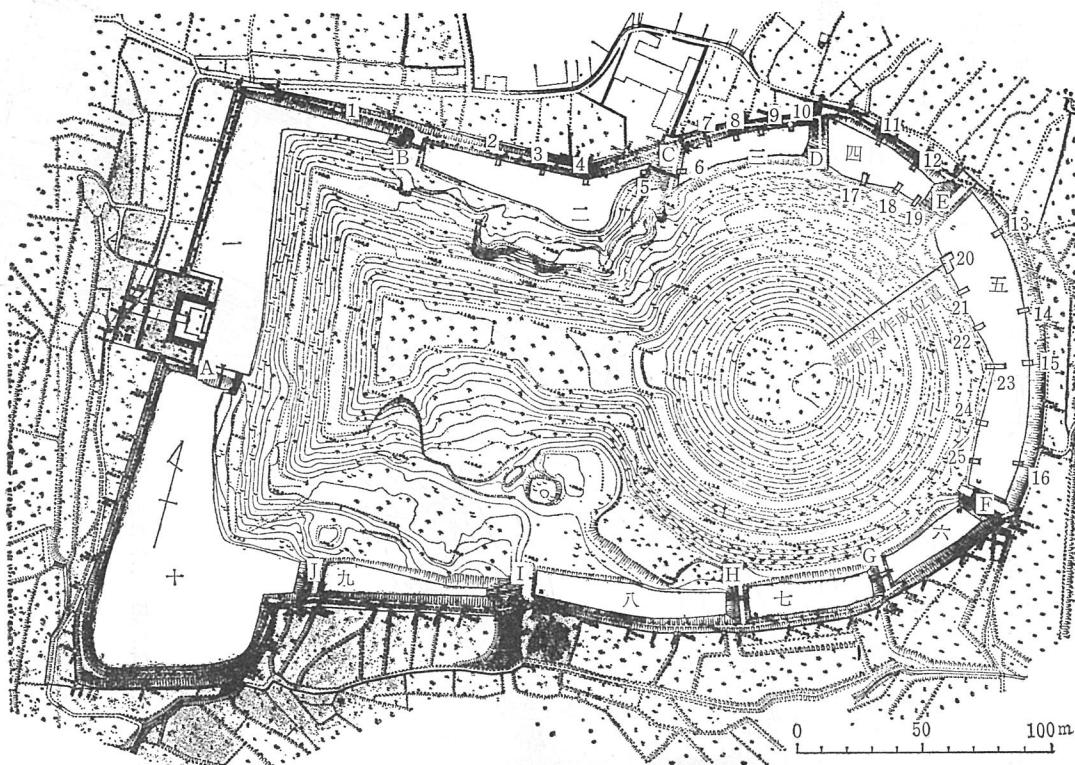
の上に黒茶色土（瓦礫混じり）と茶褐色土がのつてゐるなど、全体に不規則な堆積状態を示しており、後世の堆積土か、それらを浚渫した際に盛り上げた土と考えられる。遺構・遺物は検出されなかつた。

三は、前方部正面の侵入防止柵腐朽部分を金網フェンス柵に取り替えられたための支柱基礎の掘削に立ち会つたものである。北側隅部と南側隅部は現表土（腐植土）の下が小礫混じりの攪拌層（赤色或いは茶褐色土）で、この二個所の間の部分は腐植土の下が砂混じりの黄白色粘土層であった。これは旧耕作土と考えられる。遺構・遺物は検出されなかつた。

以上、述べてきたように、立会調査個所はいずれも遺構は検出されず、また原位置を保つた遺物も認められず、当初予定したとおりの工事を施工することができた。

つぎに、例年行つてゐる墳丘部表面調査であるが、本年度は舒明天皇押坂内陵（奈良県桜井市大字忍阪、畝傍監区、二月実施）及び履中天皇百舌鳥耳原南陵（大阪府堺市石津ヶ丘、古市監区、三月実施）で実施した。前者は平成三年度、後者は平成二年度に行われた調査に続くもので、いずれも本年度で完了したため、本号に報告を掲載した。また、前号に掲載できなかつた平成四年度の景行天皇山辺道上陵の見張所改築工事に伴う調査の報告も併せて掲載した。

石塔調査は、壬生院藤原光子墓及び新廣義門院藤原國子墓（京都府京都市東山区今熊野泉山町、月輪陵域内、月輪監区、三月実施）の実測・採拓・写真撮影を行つた。また、興意親王墓の石塔狂い直し工事（東京



第1図 山辺道上陵調査箇所の位置 (1/3000)

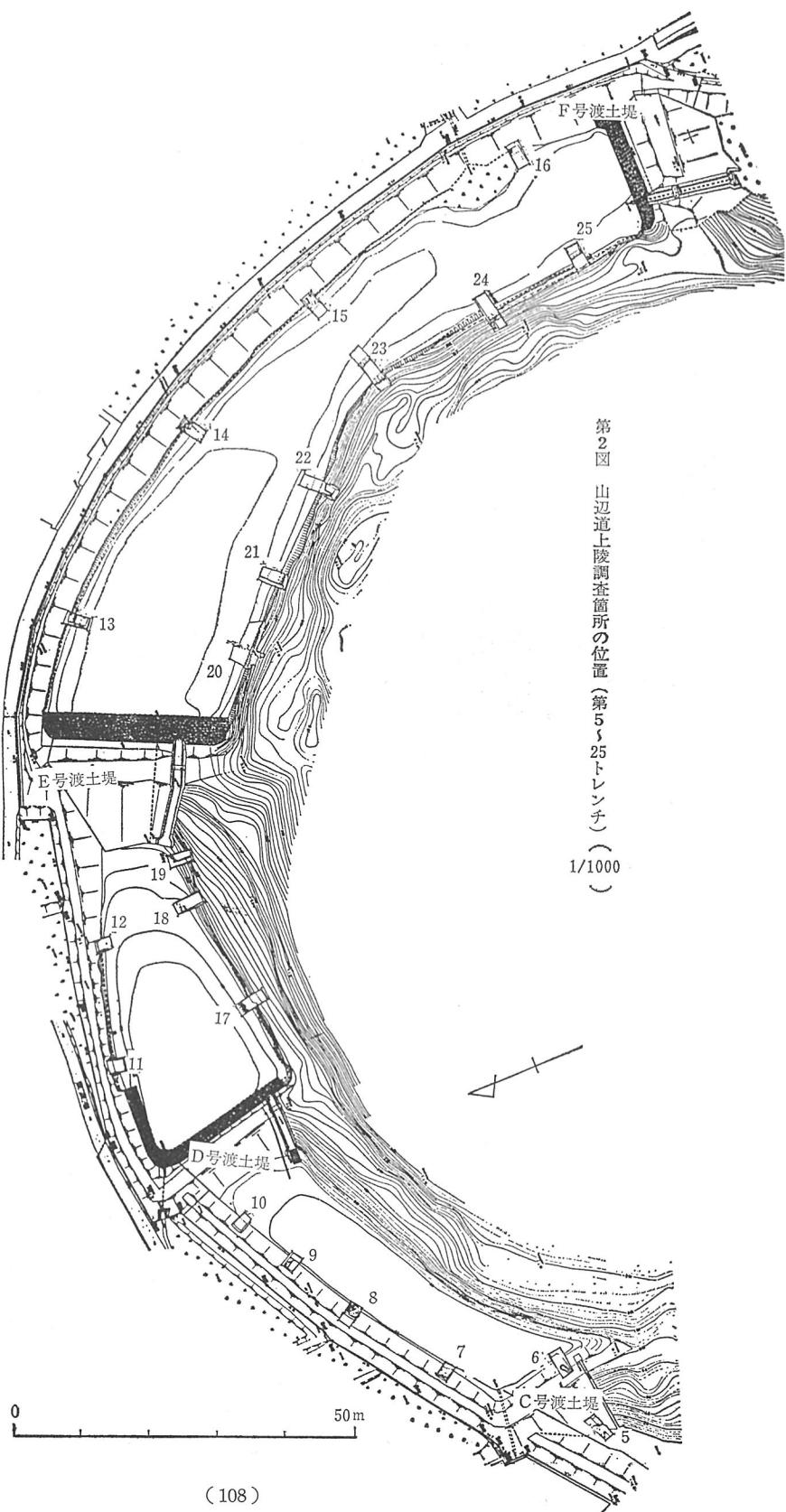
都港区高輪一丁目、多摩監区、三月実施)にあたって、石塔の実測調査を行つた。  
(川田貞夫・鹿内浩胤)

#### 景行天皇山辺道上陵整備工事予定区域の調査

奈良盆地の東麓からいく筋もの尾根が西へのびている。その一つである龍王山から派生する低丘陵の先端に位置する古墳が、景行天皇山辺道上陵である。本陵は全長約三〇〇メートルを計る前方後円墳で、前方部両側面の一部が後世の改変を受けているほかは、比較的旧状を留めているような観をうける。周濠は、後円部後方外堤上と拝所付近との比高差が現状で約一七メートルもあるような緩傾斜面に位置しているため、一〇箇所の渡土堤(拝所と前方部を結ぶ渡土堤をA号、以下時計廻りにB号、C号…、J号)により階段状に区画されている。濠にも前方部正面北側より時計廻りに一号、二号…、十号と番号が付されている。濠は左右非対称で、墳丘の形状とも合致しないことに注意しておきたい(第1図)。

本陵も他の濠を伴う多くの古墳と同じく、墳丘部や外堤部が経年の波浪により侵食され、随所でガマ状の地形を呈している。そこで、今回、とくに浸食の著しい第四号および第五号濠の護岸工事をはじめとした整備工事をおこなうこととなつた。調査対象箇所は第四・五号濠の墳丘および外堤内法裾、第二・三号濠の外堤内法裾、第一号濠の外

第2図 山辺道上陵調査箇所の位置（第5～25トレンチ）（1/1000）



堤肩部、第一と三号濠を隔てたC号渡土堤である。事前発掘調査は平成五年十一月八日から十二月五日にかけて実施した。この間、考古学・地質学・土木工学、それぞれの専門家の現地検分を願い、各々の立場からの指導・助言を賜った。

事前調査に際しては、墳丘部裾に九本、外堤内法裾部に一四本、渡土

堤一本、計二五本のトレンチを設定した（第1・2図）。トレンチの規模は長さ五メートル、幅二メートルを基本とし、各トレンチの状況にあわせて、規模の拡張を行なうなど変更を加えた。深さは最深部で、奥壁部約二・七メートル、濠側部約〇・七メートルである。

調査地においては、以下のような基本的な層序を認めることができ

る。

I層 表土。黒色の腐植土。現在の地表面をなす層（I a）と、黒灰色を呈するある時期の表土と思われる層（I b）がある。

II層 後世の盛土。締まりのよい灰褐色もしくは、黄褐色土（II a）。粘質度の高いものが多いが、砂質土を含むものもある。外堤では、胴木上に拳々人頭大の礫が認められる箇所もあり、ある時期の護岸用の施設であろう（II b）。また、粘土刃金となっているところもある（II c）。拔根などによる落ち込み内の覆土もここに含めよう（II d）。経年の堆積土と区別が困難な箇所もあるが、本層として取り扱いたい。

III層 崩落堆積土。締まりのあまりよくなない灰褐色系の土（III）。墳丘側ではあまり認められないが、後世の盛土としたII層の一部は本層に相当する可能性がある。

IV層 濠内の堆積土。落ち葉などの有機物を含む黒色腐植土（IV a）と、暗灰褐色もしくは青灰色の粘質土（IV b）、または砂質土（IV c）からなる。

V層 原初の遺構（V a）である。葺石、テラスの石敷などがある。一部、葺石の上部に灰褐色粘土層が認められた。当初から葺石はこの粘土層により覆われていたことも考えられるため、V b層としておきたい。

VI層 地山の朝和層、もしくは花崗岩の岩盤の風化層。濠側では緑灰

色、墳丘側では淡い灰色となる。

遺物は、地山のVI層を除く各層から出土している。

#### 一・第一号濠外堤部分

該所は北側肩部に危険防止柵の設置が予定されているところである。その中央部や東側に一本のトレンチを設けた。

第1トレンチ（第3図1） 内法の肩部を七〇センチほど掘削した。表土（I a）の下部は、締まりのない黄褐色系の土であった（II a）。約七〇点の焼瓦や磁器の破片が含まれている。一気に盛り上げられたようだ。

#### 二・第一・三号濠外堤、C号渡土堤部分

当該部分の外堤には危険防止柵の設置および堆積土除去工事、渡土堤は石張工事等が予定されている。ここに九本のトレンチを設定した。

第2～4トレンチ（第3図2・3） 第二号濠外堤内法は三本のトレンチで、調査を進めた。いずれの調査箇所もほぼ同様の土層を示している。地山（VI）は第3トレンチでは検出できなかつたが、第2・4トレンチで暗青灰色粗砂層として確認され、外堤側下部では水平に拡がる

のに對し、濠側では緩やかな段差を伴つていて。その上面に葺石等は認められない。地山の上位は盛土（II）となるが、その中位に固く締められた粘土刃金がある（II c）。第2トレンチでは、この層の下位、つまり、地山直上の黄灰褐色土（II a）から焼瓦片が出土しており、この部分の外堤の嵩上げが近世以降に下ることを示唆している。濠側では、葺

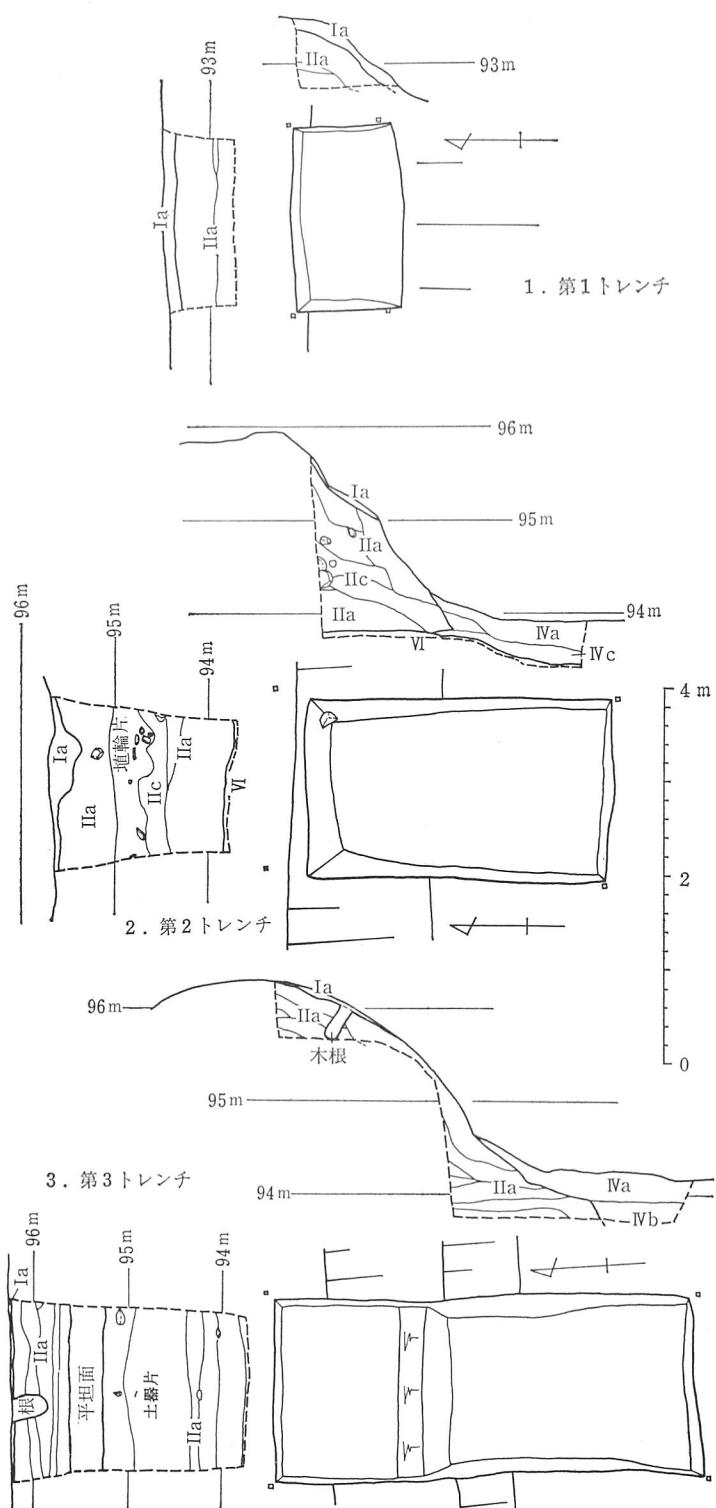
の繁茂が著しく、その根がかなり深く侵入し、掘削は難波をきわめたが

原初の堆積層は確認できなかつた。各トレンチとも、一二〇点前後の陶磁器、瓦、埴輪を中心とした出土品がある。

第5・6トレンチ（第4図4・5）C号渡土堤の最高部と第三号濠の水際では、約五メートルの比高差がある。そのほぼ中央部の西面裾に

第5トレンチを、東面に第6トレンチを設けた。

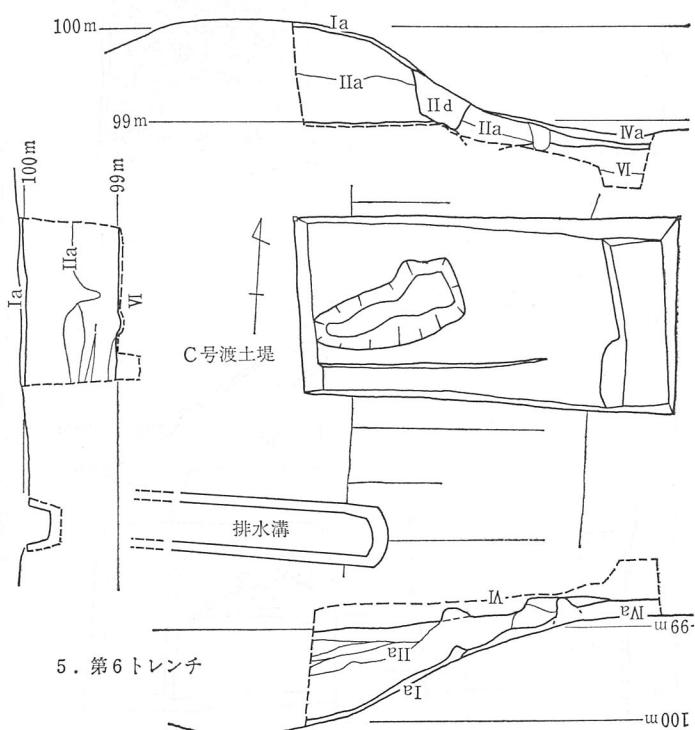
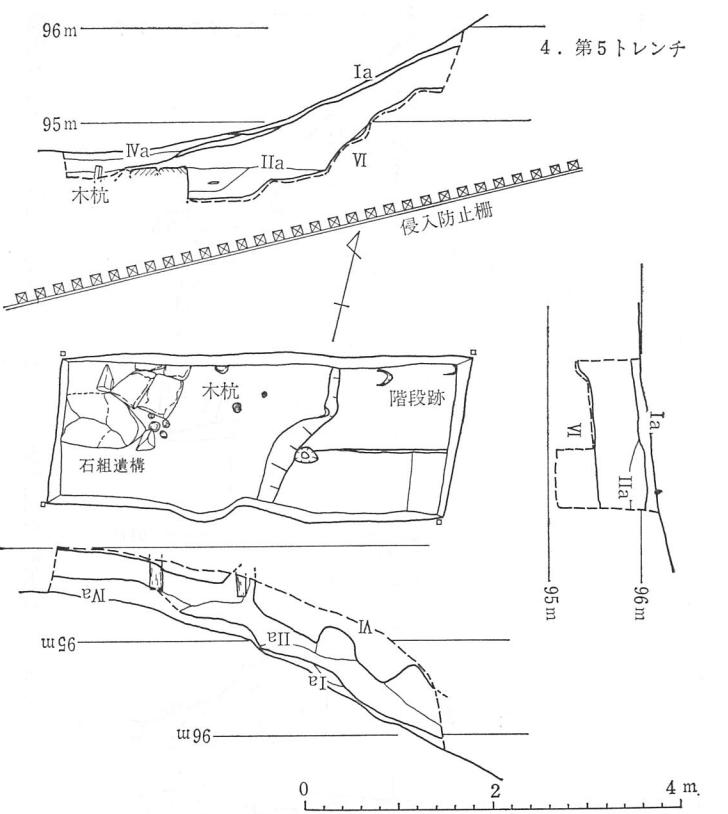
第5トレンチでは、上面で○・九メートル×○・六メートルほどの巨石の周囲に加工した角礫数石を据え、上面を平坦に整えている石組遺構が、数本の木杭とともに検出された。高さは○・四メートル弱で地山を掘り込んでしっかりと据えられている。その東方、つまり渡土堤側で



第3図 山辺道上陵トレンチの平面および断面(1) (1/80)

は、石組の上面までは青灰色の粗砂、もしくは粘質土(IIa)が上面のレベルを水平に保ちながら、盛土されている。それに東方では地山(VI)上に階段状に掘り込みが三箇所認められた。石組遺構に至る通路的役割を果たしていたのである。石組遺構の南側には涌水源があるらしく、澄んだ水となっている。この遺構は水汲み場的性格を有する施設である。IIa層上面から磁器の小片が出土しており、その使用時期を考える

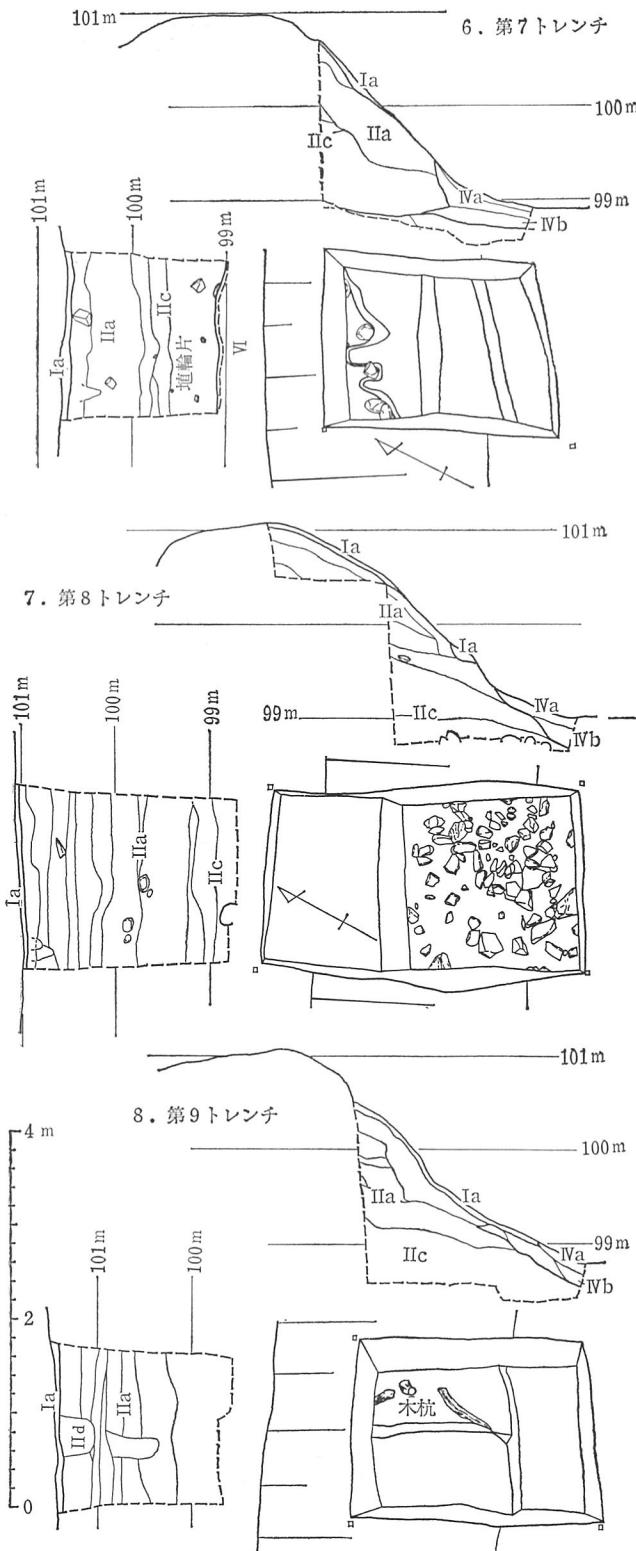
際の参考となる。南壁では、径○・四メートル、深さ○・三メートルほどのピットが二箇所、現在の水涯線の上位に検出されたが、その性格は明らかにしえない。本トレンチの地山は花崗岩の岩盤の風化層(VI)であるが、凹凸はあるものの、現状の渡土堤とほぼ同様の傾斜面を示し、掘削範囲における最高レベルは約九五・五メートルである。遺物としては埴輪二点、磁器一点がある。



第4図 山辺道上陵トレンチの平面および断面(2) (1/80)

一方、第6・7・8トレンチでの上位からの層序は、表土（Ia）もしくは濠内堆積土（VIIa）、灰褐色土などの固く締まった盛土（IIa）、地山（VI）となる。地山はトレンチのほぼ中央で約〇・二メートルの段差を伴うが、そこに葺石等は認められない。最高所のレベルは約九九・〇メートルでほぼ水平となっている。濠側では九八・七メートルほどのレベルで、ほぼ水平に移行するが、これは後述の第7トレンチにおける地山の検出レベルとほぼ同じである。第三濠の中央部を掘削していないことが

ら断定は控えなければならないし、地山の形状が築造当初まで遡ると確定できないが、ある時期での滞水能力の乏しさだけは指摘しうるであろう。このようなことから、C号渡土堤に大きな段は形成されていたとしても、土堤状の施設であったかどうかは、再検討を要する問題として残されよう。また、トレンチのほぼ中央部において、深さ〇・二メートルほどの不整形の落ち込みが検出された。その時期や性格については明らかではない。IIa層から埴輪、磁器など六点が出土した。



第5図 山辺道上陵トレンチの平面および断面(3)(1/80)

第7～10トレンチ（第5図6～8） 第三号濠外堤内法部分には四本

のトレンチを設定した。外堤の築堤方法は、基本的には第二号濠の外堤と同様である。つまり、地山が検出されたのは第7トレンチだけであったが、その上位に○・六メートル以上にもわたる厚い粘土羽金（IIc）があり、灰褐色土などからなる盛土（IIa）、表土（Ia）がある。第7トレンチで確認された地山（VI）は濠側に向けて、緩やかに傾斜しているが、葺石等は存在しない。C号渡土堤東端部と地山のレベルがほとんど同様であることは、先述したとおりである。一方、第8トレンチでは、粘土羽金（IIc）の最下部に拳～人頭大の礫～角礫が多いのが群在しているのが認められた。ほぼ同一のレベルで存在し、若干の埴輪や土師器の小片が混在している。第9トレンチの粘土羽金中には若干の拳大の礫とともに、三本の木杭が検出された。うち、二本は打ち込まれ、残りの一本は横倒しとなっている。土留めに使用された木杭であろう。これらの木杭を覆う粘土羽金が第2トレンチと同じ段階でなされたとするならば、近世以降の築堤と考えられよう。ここでも濠側は、葺が多く繁茂しており、その根がかなり深く侵入している。その下層からタイル片なども出土しており、近年までの手が加わっていることをうかがわせる。各トレンチから埴輪片などが出土したが、いずれのトレンチも総数一〇点に満たない。

三・第四・五号濠外堤部分  
該所の外堤には護岸工事が予定されている。ここに六本のトレンチを

設定した。

第11・12トレンチ（第6図9・10） 第四号濠外堤内法部分に設けたトレンチである。両トレンチとも濠側の深いところで、○・六メートルほど掘削したが、地山の検出には至らなかつた。

まず、第11トレンチであるが、ここは断面に滑落した痕跡を明瞭に留めているところである。そのため、他の外堤部では認められなかつた崩落堆積土（III）を確認できた。本層は崩落時の濠内堆積土（IVa）の上位を覆つており、その際の水涯線のレベルは約一〇一・三メートルである。濠水の最高水位が現在よりも高い時期があつたことがわかる。IVa層の下位は固く締まった灰色粘質土（IIc）となる。その掘削床面付近のレベルは一〇〇・三メートルほどである。対岸の墳丘側に設けた第17トレンチにおいては、地山は約一〇〇・五メートルのレベルでほぼ水平に移行することが知られた。前回調査時の第2・3トレンチの所見では（本誌第二〇号参照）、約九九・五メートルの高さでも地山は検出されていない。墳丘部側を除き、地山は浚渫等により攪乱されているのだろうか。IVa層から二点、IIc層より二点の埴輪の小片が検出された。

一方、第12トレンチにおいては、西壁付近に護岸用の施設が認められた（IIb）。木杭が横方向に置かれ、その上位に拳～人頭大の礫が密集して段階状に積まれていた。木杭は筏胴木の一部であろう。西壁付近以外のところでも、杭が斜めに一本打ち込まれていたが、横位の胴木や礫は確認できなかつた。このIIb層の下位は締まりのよい粘土刃金（II

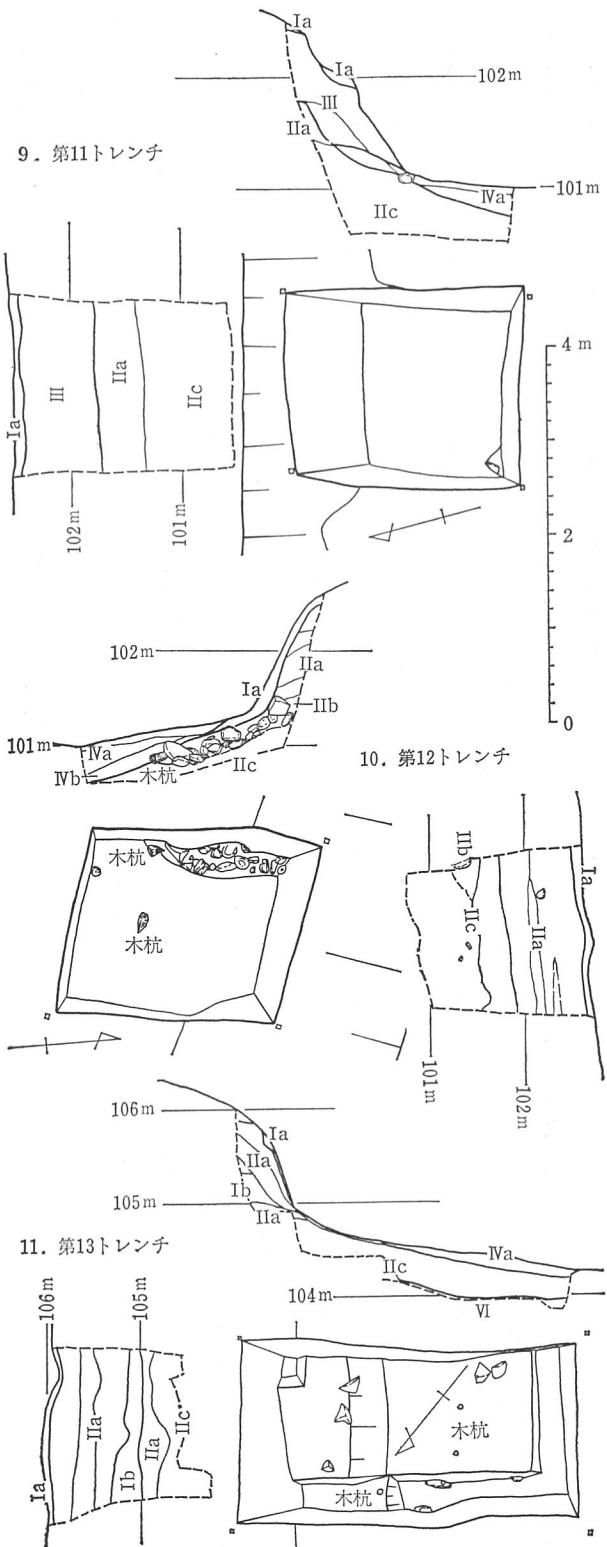
c) である。この層中には埴輪や瓦器片などが含まれていた。その数、四点である。また、濠内堆積土（IVa）からも一点の埴輪の破片が出土している。

第13～16トレンチ（第6図11、第7図12～14） 第五号濠外堤内法部分に設定したトレンチである。該所は後円部の背後にあたる箇所である。いずれのトレンチにおいても地山（VI）を確認できたものの、その上面は後世の攪乱をこうむつており、凹凸が著しい。このことは、各トレンチにおいて護岸用と思われる木杭が認められたこととも密接に関連

しよう。

まず、第13トレンチで特筆すべきは、奥壁部分の現表土（Ia）下約〇・八メートルのところで、旧表土（Ib）が確認されたことである。上面に燻瓦片が並んでおり、厚さ〇・一～〇・三メートルの腐植土となっている。北西壁では粘土刃金（IIc）がトレンチ南端にまで及んでおり、外堤の推移を考慮する際の参考となる。陶磁器、瓦、埴輪などの破片が約五〇点出土している。

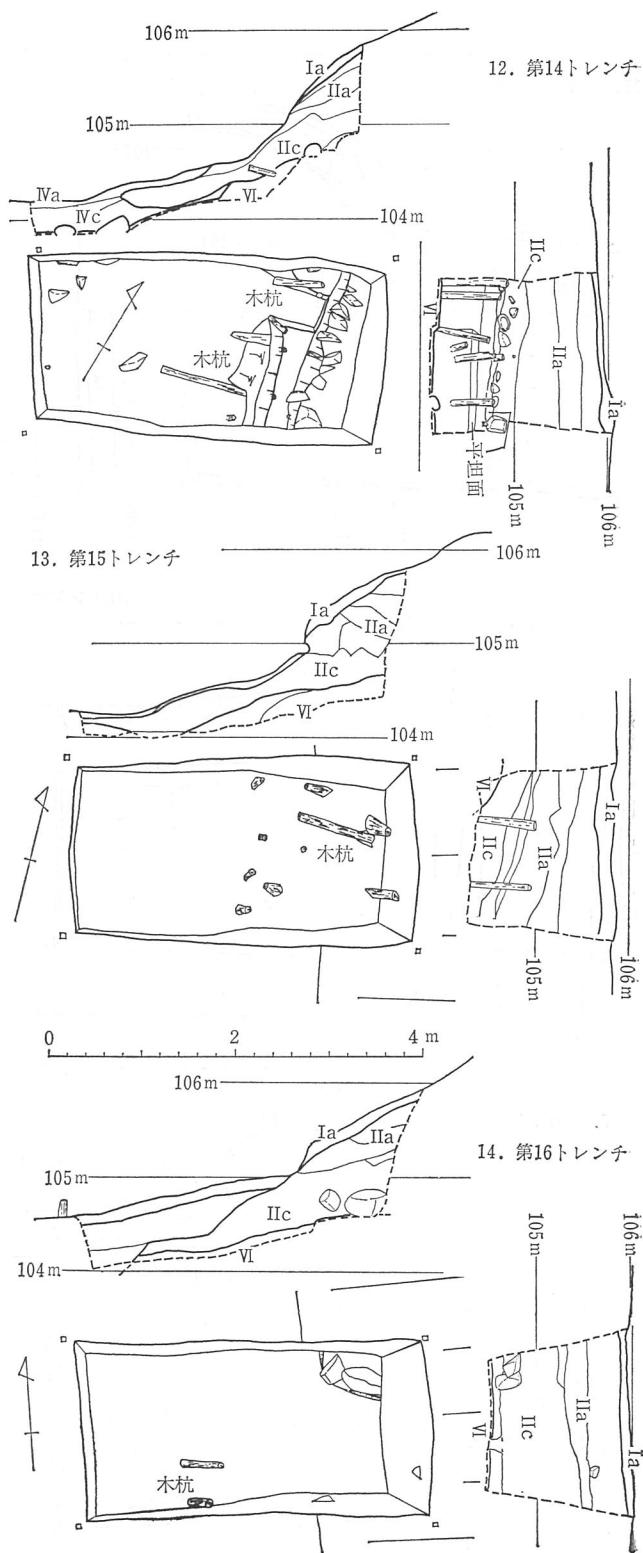
第14・15トレンチでも多数の木杭を認めた。木杭の位置関係から數次



第6図 山辺道上陵トレンチの平面および断面(4)(1/80)

に及ぶ護岸行為がなされたことがうかがえる。第14トレンチでは、拳々頭大の礫が奥壁付近でトレンチに対し、横並びに検出されており、粘土刃金（IIc）で覆われていることから、これも木杭とセットになって護岸に使用されたものであろう。地山（VI）の傾斜変換点に五個人頭大の円礫を検出したが、これはこの護岸用の礫が滑落したものと思われる。第14トレンチから埴輪および陶器片が一〇数点、第15トレンチからは埴輪片を中心に五〇数点出土した。

第16トレンチ付近は、後円部外堤に沿ってめぐる「山辺の道」に通じる入水溝からの流土により〇・七メートル前後の高まりを生じているところである。本トレンチにおいては北壁奥壁付近の地山（VI）上で、人頭大の円礫一個が検出された。やや南側にあるもう一個の礫は、明らかに上位の粘土刃金（IIc）に含まれていることから、葺石と見做すには疑問が残るが、一応注意しておきたい。出土品は少なく、埴輪および陶器片が三點のみである。



第7図 山辺道上陵トレンチの平面および断面 (5) (1/80)

四・第四・五号濠墳丘裾部分（第2図）

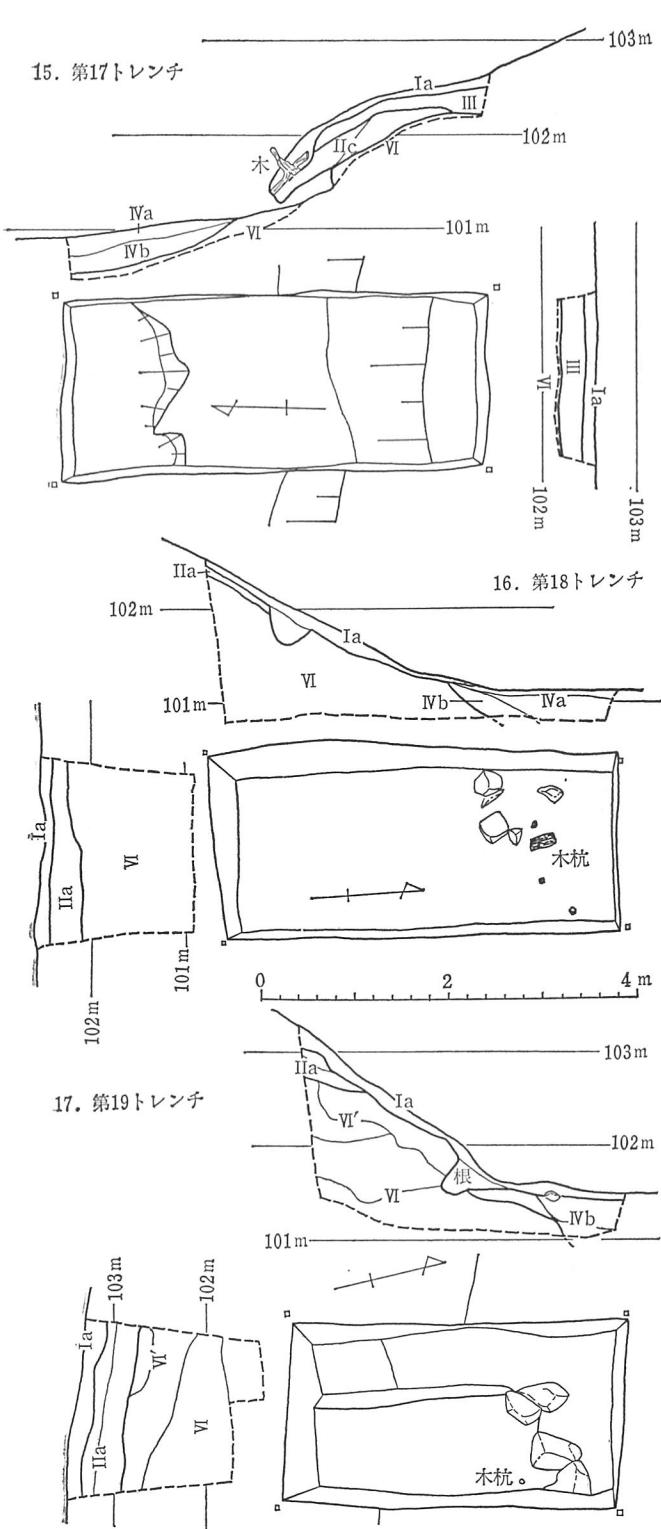
該所は護岸工事が予定されている箇所である。ここに九本のトレンチを設定した。

第17～19トレンチ（第8図15～17） 第四号濠墳丘裾部分に設けた。

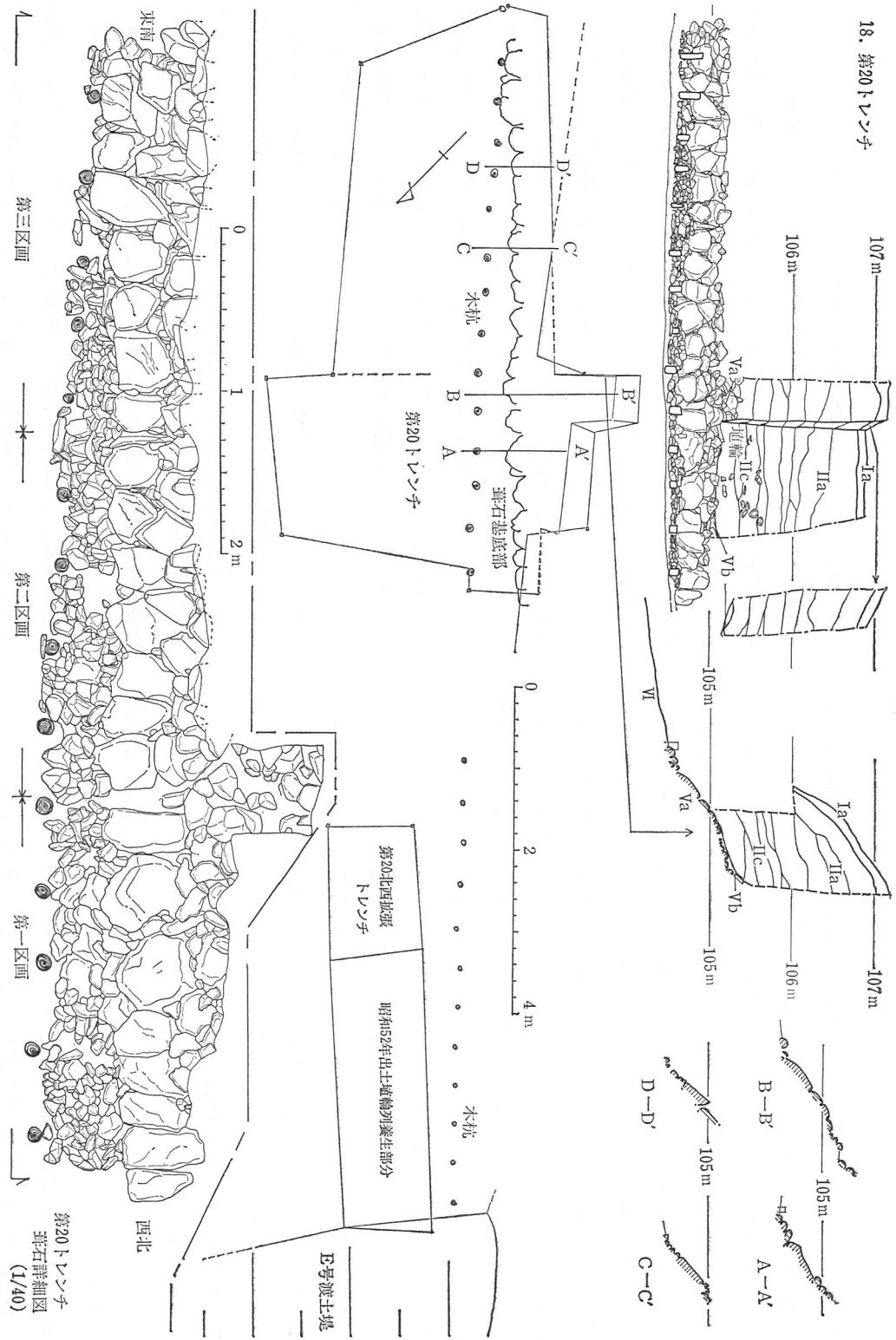
この部分はトレンチを設けた傾斜面のすぐ上方にテラス面が認められる。濠内は、E号渡土堤を横断する余水吐からの流入土などのためか、東部分の床がかなり高くなっている。土層もこのような状況を鋭敏に反

映しており、E号渡土堤西裾に設けた第19トレンチでは、厚く堆積した濠内堆積土（IV）を認めることができた。

本トレンチでは表土（Ia）下に青灰色粘質土のブロック（IIa）が○・1～○・2メートル存在する。濠内堆積土（IV）を一気に盛り上げたのである。その下位は灰色の粘質土であるが、これも盛土（IIa）であろう。問題はその下の黄灰色粘質土である。さらに下位にある風化の著しい花崗岩の岩盤である淡黄灰色粘質土は、確実な地山（VI）とい



第8図 山辺道上陵トレンチの平面および断面(6)(1/80)



第9図 山辺道上陵トレンチの平面および断面(7)(1/80)、詳細図(1)(1/40)

えるが、黃灰色粘質土については、やや軟弱な層となつておる、盛土の

う。埴輪などの破片が約一〇点、II a 層やIV b 層から出土している。

可能性も残されている。ただし、風化の度合いや土質等、淡黃灰色粘質

第20～25トレンチ（第9図18、第10図19・20、第11図21・22） 第五

土と区別が困難でもあり、ここでは地山（VI）と見做しておきたい。ト

レンチの濠側部では、地山（VI）の上面に大きな礫が四個、やや方位を

かえながら並んでいるのが検出された。最大長〇・五メートルを超える

トレンチよりも渡土堤側には、昭和五十一年に第4トレンチを設けたこ

礫もある。その南方には角杭が認められ、その関連性も考慮しなければ

とがあり、埴輪列や墳丘裾石などが検出されている（本誌第三〇号）。

ならないが、前回調査時の第4トレンチで検出された墳丘裾石（本誌第

三〇号参照）と結び付けて復元的に理解することも可能であろう。本ト

レンチでは遺物は検出されなかつた。

一方、第17トレンチにおいては、地山（VI）は大きく抉られ、上位の

トレンチでは地山（VI）ではあつたが、すでに削平されており、埴輪列等は残存

層が覆いかぶさつていて、検出ラインに乱れがあることから、木根など

してなかつた（第20北西拡張トレンチ）。

の存在、もしくは人為的な手が加わっていることが考えられよう。墳丘

は、築造当初と考えられる葺石が検出された（図版七）。発掘された遺

構は、第一段のテラス面と第二段段丘面の基部である。テラス面は地山

（VI）を削り出し、その上面に礫を突き詰めて礫敷としている。濠側は後

側では地山上に灰褐色粘質土が認められる。粘土刃金（II c）であろ

う。その上位には締まりのよくない灰色粘質砂層（III）があつた。本層

から約一〇点の埴輪片が出土している。

また、第18トレンチでは○・一メートル前後の表土（I a）の直下に、

少なくとも第五号濠に関しては、第一段のテラス面は礫敷であったこと

一部黄褐色の盛土（II a）をはさんで、地山（VI）が検出された。本ト

が知られる。また、第二段段丘面の基部には径五〇センチを越える礫を

ンチでも第19トレンチと同様、数個の拳々人頭大の礫が比較的狭い範囲

基底石（根石）として据え、そこを起点に上位に拳々人頭大の礫を葺い

に分布しているのが知られた。礫は地山直上ではなく、濠内堆積土（IV

てているのが観察された。その立上りの角度は基底石では四〇度近いが、

b）中に含まれている。一本の木杭が付近から検出されていることか

上位では二五～三〇度内に収まっている。基底石は縦位置に据えられて

おり、それとの関係や墳丘部から滑落したことも考慮しておくべきである

おり、後述するように第24トレンチでは横位置であるという相違点があ

る。

石の葺き方を詳細にみてみたい。まず第一段段丘面基部に据えられた基底石は約七・三メートルにわたり検出された。その方向は西北から東南である。西北端から一・五メートルほどのところには幅一〇センチの石の抜取り跡があり、また約四・八メートルのところにも縦長の石が配してある。これらは区画石として理解されるが、その上位部分は明確ではない。便宜上、前者の抜取り跡より西北部分を第一区画、そこから縦長の石までを第二区画、その東南部分を第三区画と称することとする。

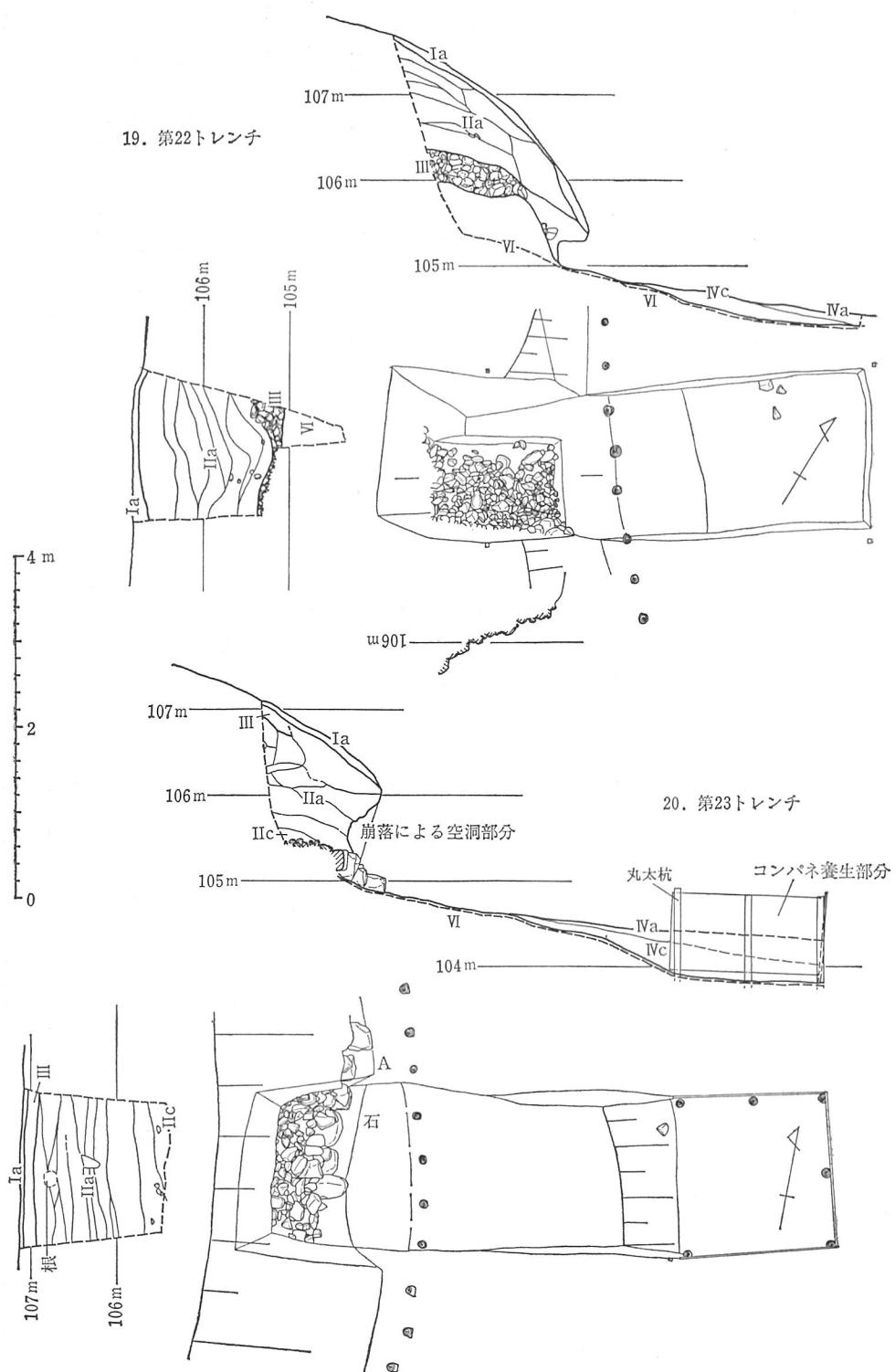
第一区画は約二・五メートル、第二区画は約二・三メートル、第三区画は約二・五メートルの長さをもつ。基底石の数は各々  $(8 + \alpha)$  個、7個、 $(7 + \alpha)$  個からなっており、石材の大きさがほぼ同じということもあって、大差はない。ただ、注意が喚起されるのは、第二区画における基底石とその上部の石材の使用法である。つまり、本区画では西北部から三番目と四番目、四番目と五番目、五番目と六番目の石の上部に生じた三角形の隙間に菱形状の石材を落し込んでいる（嵌め込んでいる）のが認められるのである。このような石積方法は、この時代には類例がないとされているものである。該地の地域的特色か、また時期的特色か、さらには該期有数の規模に起因する特性か、類例がないこともあって明確にしえない。ベースとなる古墳時代の裾石があり、後世手が加えられていることも考慮の範囲にいれておく必要があろう。また、第三区画の東南部の基底石がいわゆるタガネ割りをした角石を使用している

のに對し、他の部分では自然の剥離面を有する礫を用いていることにも注目しておきたい。無論、ここで古墳時代に以上のような石積方法が行なわれていたことを全面的に否定するものではないが、いましばらくは類例の増加を待ちたい。

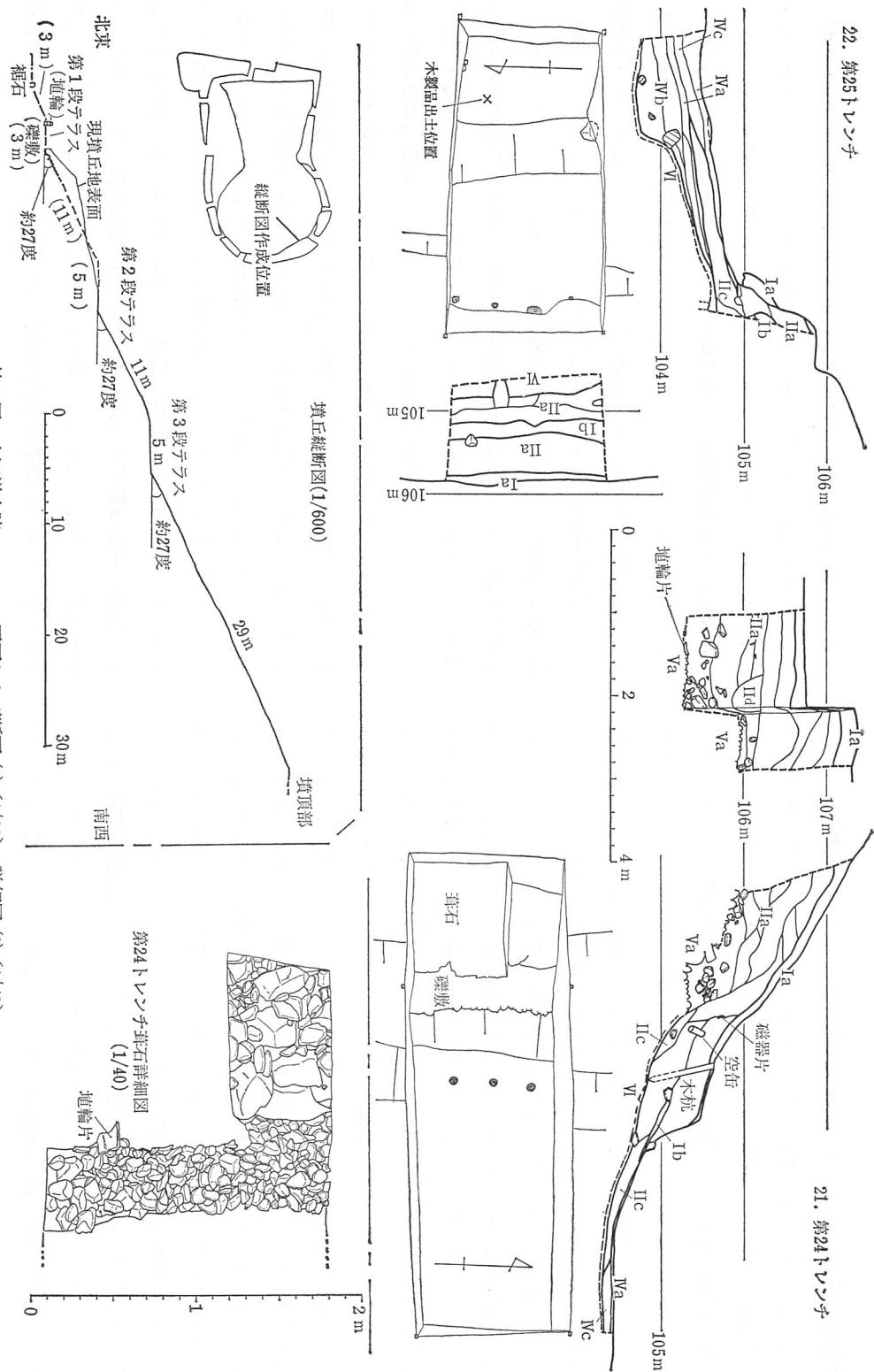
第一段テラスの礫敷は、残存部分では地山（VI）にぎっしりと突き固められているが、数箇所の縦断面（第9図右上）から知られるように、一段積みではなく、数段にわたって積まれたことも考えられよう。基底石は礫敷面を起点として据えられており、礫敷面は基底石の背面にまで及んでいる。基底石の下部には、やや大きめの板石を基底石と直交して置いていているところも多い。荷重を分散するための工夫であろうか。これらのことから、地山を整形しテラスの礫敷面を形成した後、板石を据え（その過程で礫敷面の礫を除去している箇所もある）、基底石を置いたと考えられる。

本トレンチにおいて使用されている石材について、奥田尚氏の御指導・教示を受けた結果、基底石は黒雲母花崗岩（粗粒、細粒いずれも存在する）、および斑柄岩を主とし、すべて轆向川流域で採集できる石であり、テラスを構成する石も近くで採集されたものという。本陵の性格等を知るうえで、興味深いものといえよう。

これらの葺石の上面には、黄灰褐色粘土（Vb）が覆っているのが観察された。厚いところで約一〇センチであり、本来これ以上被覆されていたことも考えられる。この粘土は非常に固く締まつており、基底石の



第10図 山辺道上陵トレンチの平面および断面 (8) (1/40)



隙間などにも充填されていた。葺石とセットになって用いられたとも考えられよう。Vb層の上位にも厚い淡黄灰褐色粘質土(IIc)が認められたが、本層中には若干の埴輪片も含まれており、おそらくは粘土羽金であろう。その上位には礫とともに、やや大きな埴輪の破片を包含していた黄褐色系の土(IIa)である。地山の花崗岩のバイラン土をブロック状に混えることから、後世の盛土と考えられる。中途に黄褐色粘質土(IIc)を介しており、その上はやや締まりを欠く。花崗岩バイラン土(IIc)の可能性もある。本層中には若干の焼瓦片も含まれている。本トレンチからは五〇〇点を超える遺物が出土しているが、そのほとんどは埴輪であり、他トレンチに比べて大きめの破片が多い。

第21・22トレンチでは地山(VI)は大きく削平され、本来トレンチ内に位置したと思われる第二段段丘面基部の基店石は、すでに失われていた。第21トレンチにおいて、地山に突き固められたような拳大の礫が認められた。鎧重ねされていることから、葺石の一部が残存していると考えられよう。第22トレンチでも同様の大きさ・形状の礫が観察されたが、締まりのよくない茶褐色土中に雜然と含まれ、その下部の地山(VI)もそれほどの傾斜面を示さない。併せて礫の隙間には黒色土を混えることから、崩落堆積土(III)として理解できるものであろう。出土品は、両トレンチとも二五〇点以上検出された。そのほとんどは埴輪片である。

第五号濠の墳丘裾部はその中央部が突出したような形状を示す。つま

り、濠幅も一番狭くなっている箇所である。該所に第23トレンチを設けた。地山(VI)は墳丘部から緩やかに下降するが、現在の墳丘裾から約

三・七メートルのところに傾斜変換点があり、標高一〇三・八メートルほどで濠側に向けてほぼ平坦となる。傾斜変換点に礫が地山からやや浮いた状態で一個存在した。墳丘側は多くは後世の盛土(IIa)からなる。

その最下部には黄褐色粘質土(IIc)があり、第20トレンチにおける淡黄灰褐色粘質土と同様の性格を有する層であろう。本トレンチを特徴づけるのは、現在の墳丘裾に対して斜方向に並ぶ人頭大の礫(便宜上、A石という)の存在である(図版八上)。大きいものでは長径五〇センチ

に近い。いずれもがっかりと地山に突き固められており、トレンチの北側も含めて六個が観察された。北側に向けて、レベルを下げているのが注意される。これらの礫の上面には拳大、もしくはそれ以上の大きさの礫(便宜上、B石)がほぼ同一レベルで存在する。A石との関係が問題となるが、B石の隙間には黄褐色粘質土(IIc)が介在し、上面がほぼフラットであること、また石も小振りであること等を加味すると、調査の及んでいない下部はともかく、上部は崩落土(III)であるように思われる。

本トレンチの位置関係等を考慮すると、該所には本来渡土堤があつたことも考えられ、A石はその第二段の基礎部を画する基底石と見做すことも可能であろう。ただし、対岸に設けた第15トレンチにおいては、先述のように後世の護岸のための攪乱が地中深くに及び、渡土堤に関わる

遺構は確認できなかつた。約四〇点の出土品があるが、そのほとんどは埴輪片である。

第24トレンチは、F号渡土堤の北、約一五メートルのところに設けた。ここでも第20トレンチと同様の遺構が検出された。つまり、礫敷の一段目テラス面と第二段の基底石がそれである（図版八下）。基本的構造は第20トレンチと類似しているが、基底石を横置している点に大きな特徴がある。また、第20トレンチで見られた基底石下部の基底石に直交する板石、および上面を覆う粘土層は認められない。礫敷面の礫は拳大前後のものが多く、しっかりと地山（VI）に突き固められており、前面が波浪等によりカットされている以外は、一面に展開している。そのレベルは約一〇五・三メートルで、第20トレンチ南壁縦断位置における検出レベルの約一〇四・二メートルと比較すると、一メートルほどの差がある。立地条件の差異に対応するものであろう。墳丘部はほとんどが灰褐色系の盛土（IIa）であるが、裾部近くにはソイルセメント片を含む黒色腐植土があり、旧表土（Ib）と考えられよう。護岸に伴う杭や粘土羽金（IIc）も確認された。出土品は今回のトレンチのなかでは最も多く、六〇〇点以上を数える。ほとんどが埴輪片であり、他に須恵器や陶磁器、焼瓦の破片がある。

第25トレンチはF号渡土堤の基部近くに設定した。地山（VI）は濠側で大きくカットされており、その傾斜変換点上に一個の人頭大の角礫が存在した。上方から滑落したものであろう。ここでも濠側の地山はほぼ水

平になっている。地山上には、青灰色粘質土（IVb）の上に、腐植土を含む黒色粗砂層（IVa）がのっている。ある時期の濠上面であろう。この面を利用して、粘土羽金（IIc）がなされており、その上位に濠水は及んだようである。墳丘側ではかつての旧表土（Ib）が観察された。出土品は約二五〇点で、二点を除き埴輪片である。

#### 五・トレンチでの所見について

今回の調査に伴う大きな成果の一つは、築造当初の葺石の確認である。このことに伴い、昭和五十二年の調査成果と併せて、墳丘規模の一端を知ることが可能となつた。第20・24トレンチの知見をもとに第二段目の基部を復元してみると、後円部第五号濠部分では、径一五六メートルとなるのである。このことに関連して、第一段のテラス幅を検討してみたい。今回は該テラスの奥部—墳丘側のみの検出であるが、前回の調査で、これに関するデータが提供されている。そこではテラス幅四メートルに復元されているが、埴輪列の位置関係や墳裾部から立ち上がる角度が約二〇度であることを考慮すると、この数値は約三・四メートルに変更されるであろう。また、墳丘の裾石も前回の調査で検出されているが、上記のことをふまえれば、法面幅約三・四メートルに修正できよう。これらにより、後円部の規模は径一七〇メートルとなり、従来考へられていた数値（一六五メートル—末永雅雄『日本の古墳』、一六〇メートル—千賀久『磯城・磐余地域の前方後円墳』）に比べて、一回り大きい値を提供することとなつた。

葺石の良好な遺存が確認された第20トレンチの南壁において、今回墳

丘部の断面図を作成した（第11図左下）。この部分は第二段テラス付近が大きく改変されており、後円部の形状を知るうえで良好な位置とはいえないが、調査成果を普衍するには相応しい箇所であると思われる。保存の状態のよい第三段の段丘面をみてみると、約二七度の角度で法面長一メートルを計り、テラス幅は五メートルとなる。法面に拳々人頭大の礫が葺かれていることは、いうまでもなからう。この第三段の数値を第二段に推し広げると、今回の検出遺構と合致することから、第二段と第三段は、同様の段丘・テラス幅を有していたと考えられる。これに対して、最上部は立上りの角度は同じであるものの、段丘の長さは二九メートルと、第三段の約二・六倍となっている。最上段の規模を際立たせることは視覚的な効果を意図したものであろうか。一方、最下部の第一

段は前述のように、立上り角約二〇度、段丘長・テラス幅ともに約三・四メートルと、第三段の約〇・三倍（ $1/3$ ）の数値を示す。このことにより、第一段は他の段築部と区別され、基段的な性格を有すると見做しうるが、ここでは混乱を避けるため、第一段と称することとした。

また、C号渡土堤に設けた第6トレンチからは、第三号濠における築造当初の滯水能力に関して疑義を生じることとなつた。調査範囲の制約から確定はできないものの、現状を遡上することは難しいものとなつたといえよう。ただし、第五号濠ではかつてE号渡土堤に原初の葺石が報告されていることから、今回の調査所見をすべての濠や渡土堤に普衍化

することは慎重であらねばならない。

現在の外堤は、かなりの部分が後世—第2トレンチなどの出土品からすれば近世以降に嵩上げされたと見做しうることも、成果の一つである。本陵の外堤については、根本的に見直しする必要を痛感する次第である。

本陵の整備工事は平成六年度に実施の予定であり、昭和五十一年度、および今回検出された葺石、埴輪列等の遺構は十分に養生し、工事によって損なわれないよう配慮したうえで、施工されることとなつていて。また、墳丘や外堤内法裾部の護岸は、含銅線ふとん籠を据える工法を予定している。ふとん籠の中に詰める石材は、奈良県御所市室産の花崗岩の割栗石である。

（福尾正彦）

今回の調査における出土品は弥生土器五点、土師器五九点、須恵器四点、埴輪二、〇七九点、陶器二七点、磁器三七点、瓦一二七点、その他一六点の総計一、三五四点であった。一部の出土品については吉田恵二・大橋康二両氏の御教示を得た。

弥生土器・土師器（第12図1～10）

1～5は弥生土器と考えられるが、土師器の可能性もある。1は甕の口縁部。僅かに残る頸部から「く」字状に大きく外反する。口径は小さく、薄手である。頸部くびれ部の外面には細い沈線が一本あり、その上には僅かにハケメが残る。また、沈線の下にはタタキ目らしき痕跡も見

られる。2・3は壺か甕の底部。2の底面はほぼ平らで、大きく開きながら上部へ移行するようである。薄い赤褐色を呈する。3は先細の底部で、穿孔されている。穿孔は雑で、かなり中央からずれている。黒褐色を呈する。4・5は高坏で、4は脚部の末端を欠き、坏部を僅かに残す。脚部は内湾しながら緩やかに開く。黒褐色を呈する。5は脚部の末端と思われ、大きく外反している。黄灰色を呈する。1以外は器面の風化が激しく、調整痕は残っていない。6～10は土師器。6～8は小皿。6は底部を欠損しており、平底か否か分からぬが、やや厚手である。7は平底と思われ、6に較べると小さく薄手である。2点ともナデ調整されている。8は6・7より大きく、6よりやや薄手のつくりである。6・8は黄灰色、7は赤褐色を呈する。9は羽釜と思われる。口縁はほぼ直立し、鍔は突出が小さく断面形が三角形である。黄灰色を呈する。10は器形が断定できないが、胴部からほぼ垂直に立ち上がり、口縁部に至る。内・外面ともナデ調整が施されている。黄灰色を呈する。

#### 須恵器（第12図11～13）

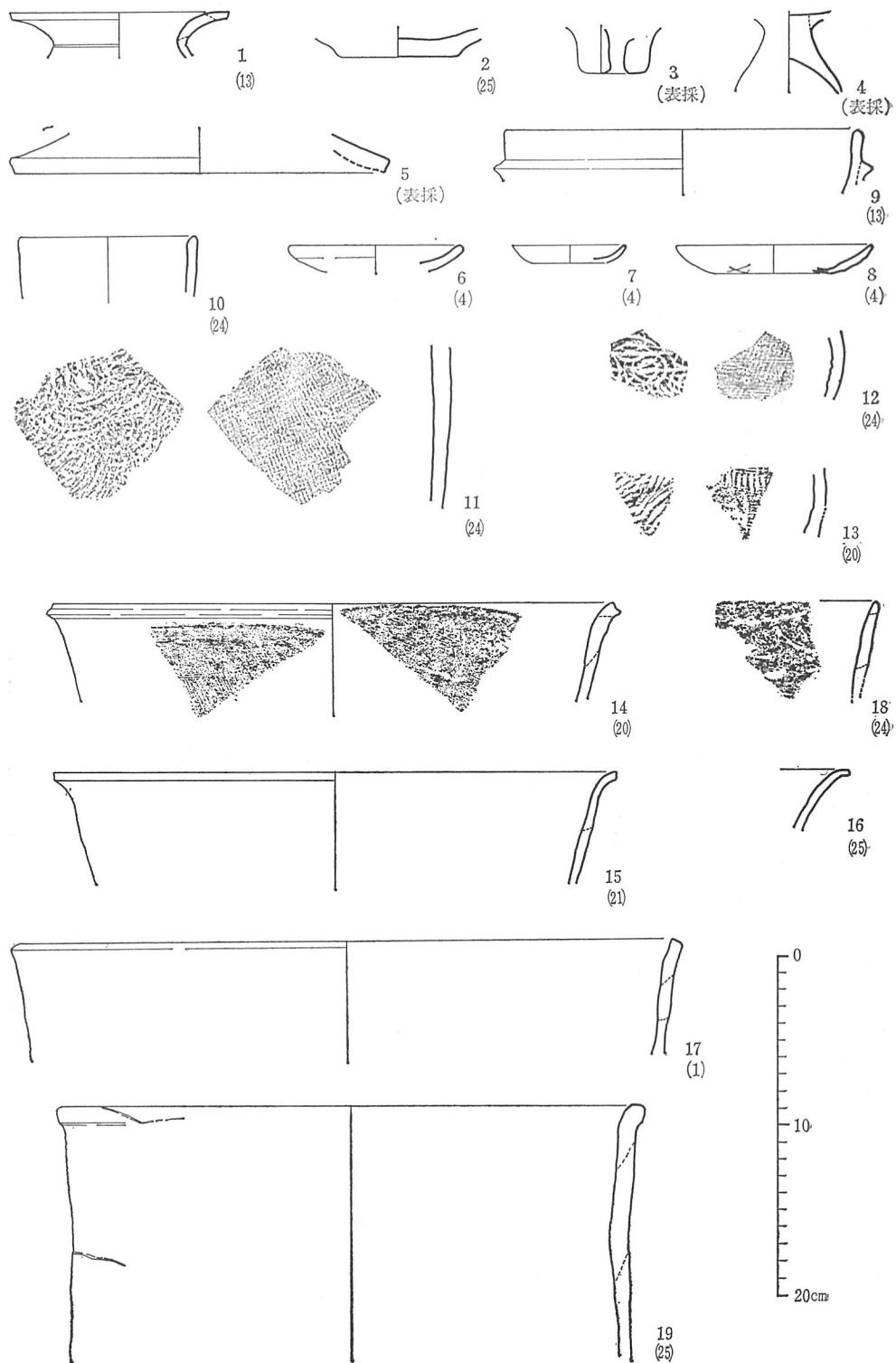
3点とも甕と考えられるが、12・13は甕以外の可能性もある。外面調整にはタタキ目（11）、タタキ目とカキ目（12・13）が見られ、12はタタキの後カキ目が施されている。内面はいずれも同心円の叩き目を施す。

埴輪（第12図14～第17図68）

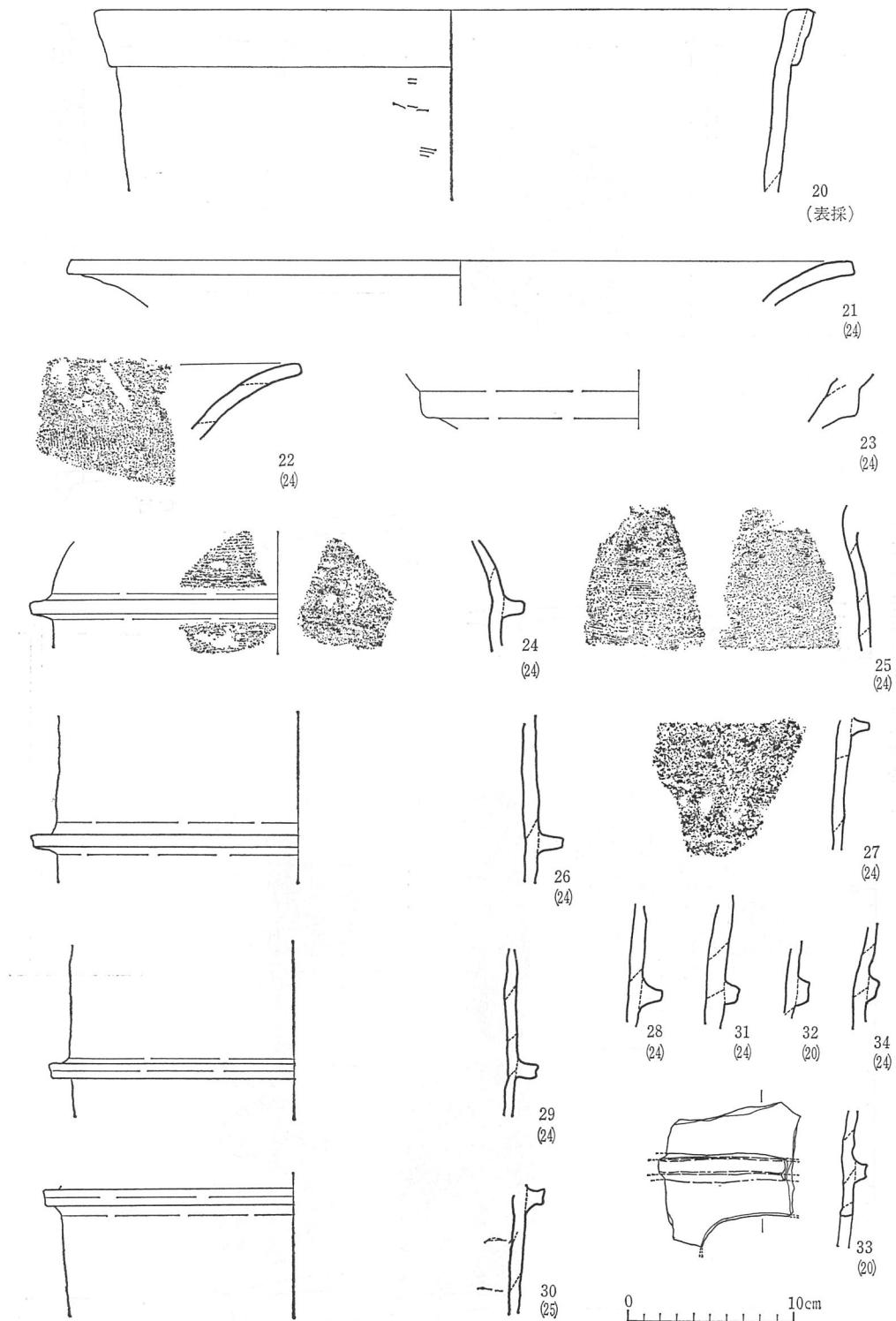
#### 埴輪円筒（第12図14～19、第13図20～第17図68）

14～20は口縁部。口縁端部が外反するもの（14～16）と直線的なもの（17・18）、摘んで厚みをもたせているもの（19）、粘土を貼り付けて厚みをもたせているもの（20）が見られる。14～16は朝顔形の可能性も考えられる。全体に器壁は薄く、口径にあまり大きな差はないようである。調整痕は風化が激しく不明なものが多く、外面ではヨコハケのち斜め方向のハケ（14）、ナデ（15）、ヨコハケ（20）などが確認できる。17はほとんど風化していないにも関わらず、調整痕がみられないので、当初からハケ調整は施されなかつたものと考えられる。19には黒斑が見られる。内面では斜め方向のハケのちナデ（14）、ナデ（17）、ナデ及びヨコハケ（18）が確認できる。焼成は全体に軟弱で、色調は黄灰色ないし灰褐色を呈する。

26～55は胴部。全体に薄手のものが多く、図上で復元する限り、口縁部に向かってあまり大きく開く物はないようである。外面調整はヨコハケ（28・37・41・42・47・50・53）、ヨコハケと斜めハケ（31・49）、ナデ（32・51）、タテハケ（45）、タテハケのちヨコハケ（40・46）、タテハケのちナデ（48）、当初からハケ調整が施されたかたと考えられるもの（27・34・36・54・55）が確認される。内面調整は不明瞭なものが多く、ヨコハケと横ナデ（53）、ヨコハケをナデ消すもの（49）、ナデのみのもの（27・28・31・40・50・54・55）、斜め方向のハケ（48）が確認された。凸帯は断面形が細身で突出度の高い台形（26～30・35・36）、

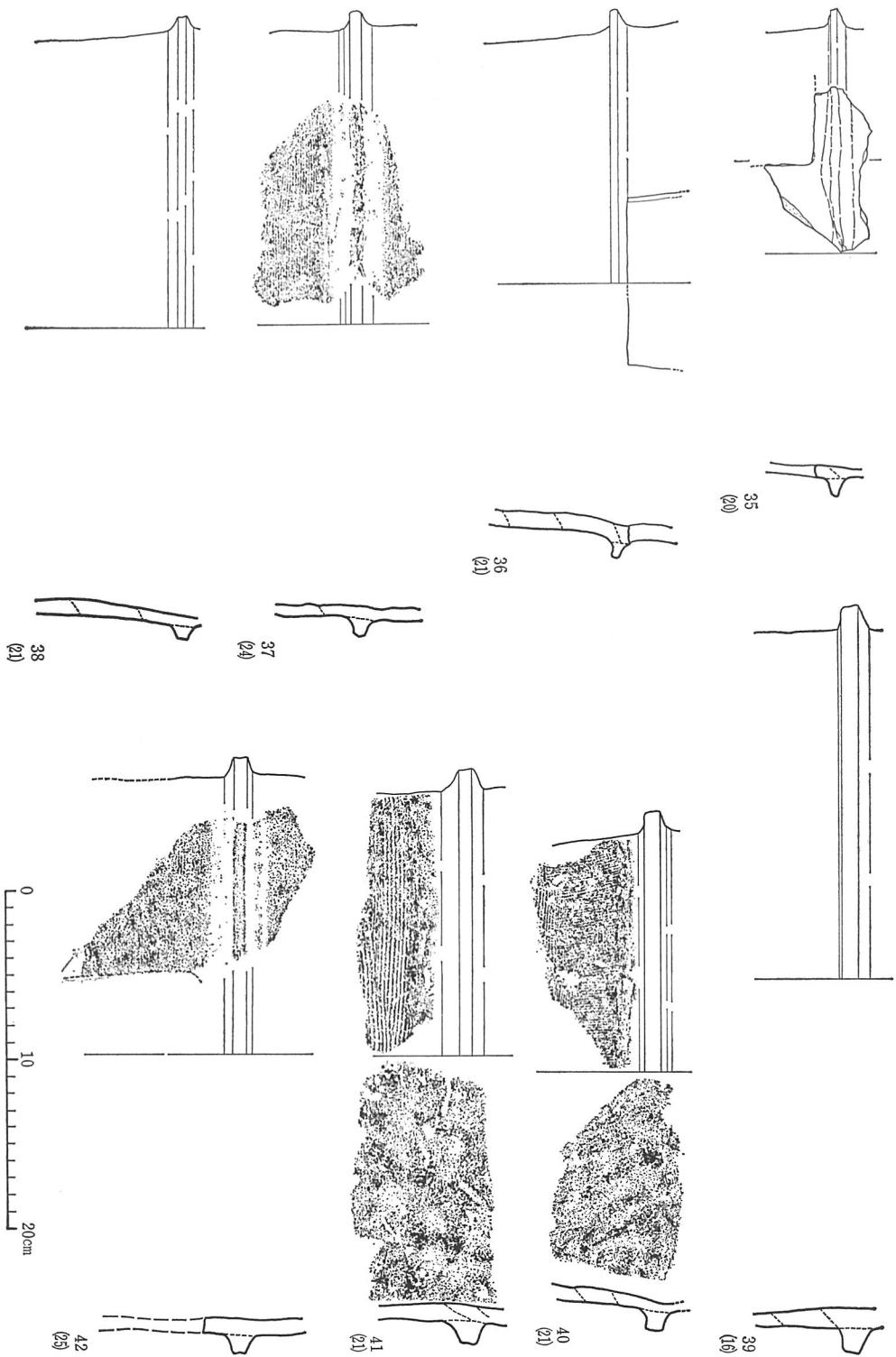


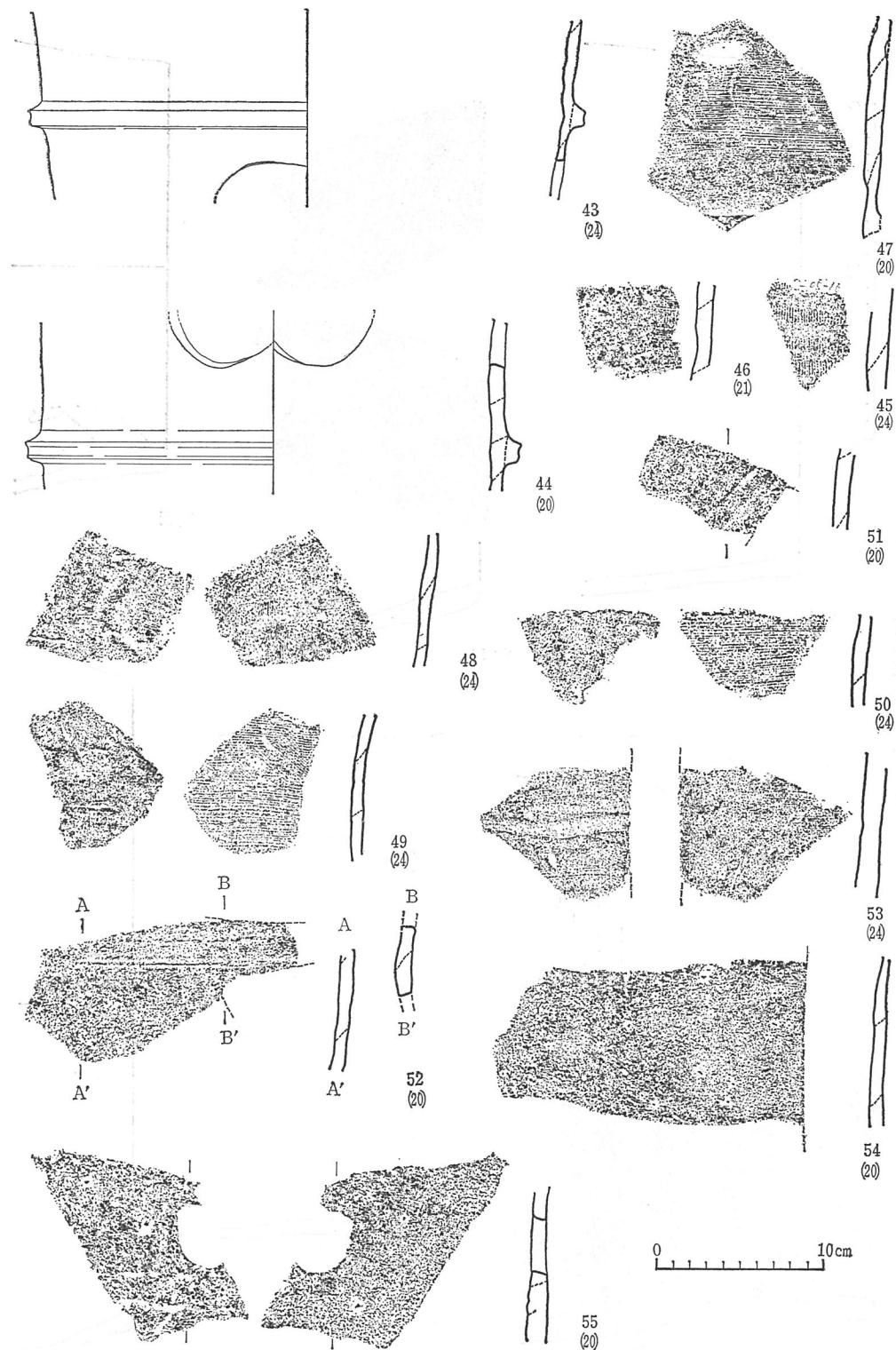
第12図 山辺道上陵の出土品 (1) (1/4)



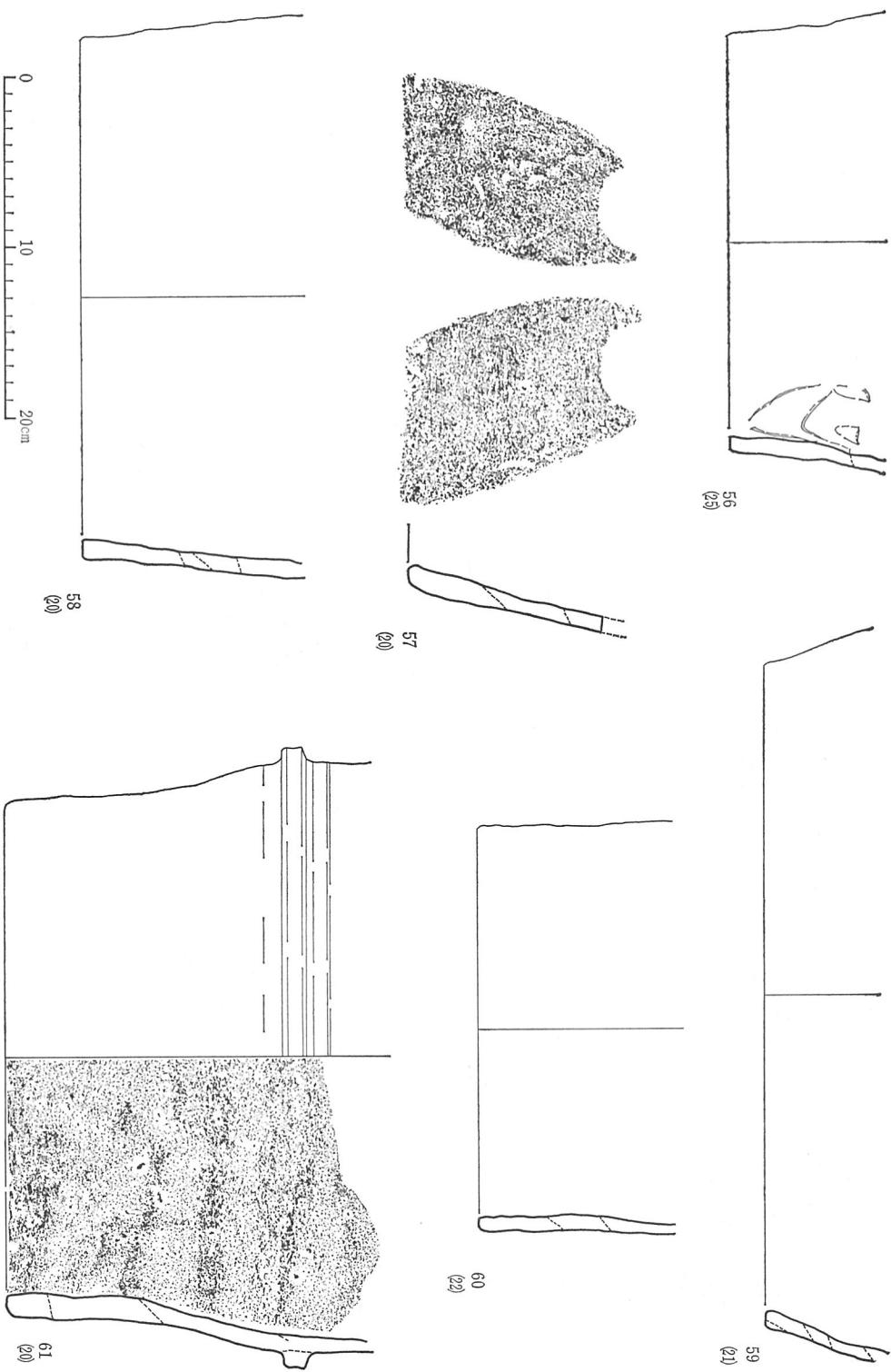
第13図 山辺道上陵の出土品 (2) (1/4)

第14図 山辺道上陵の出土品(3) (1/4)

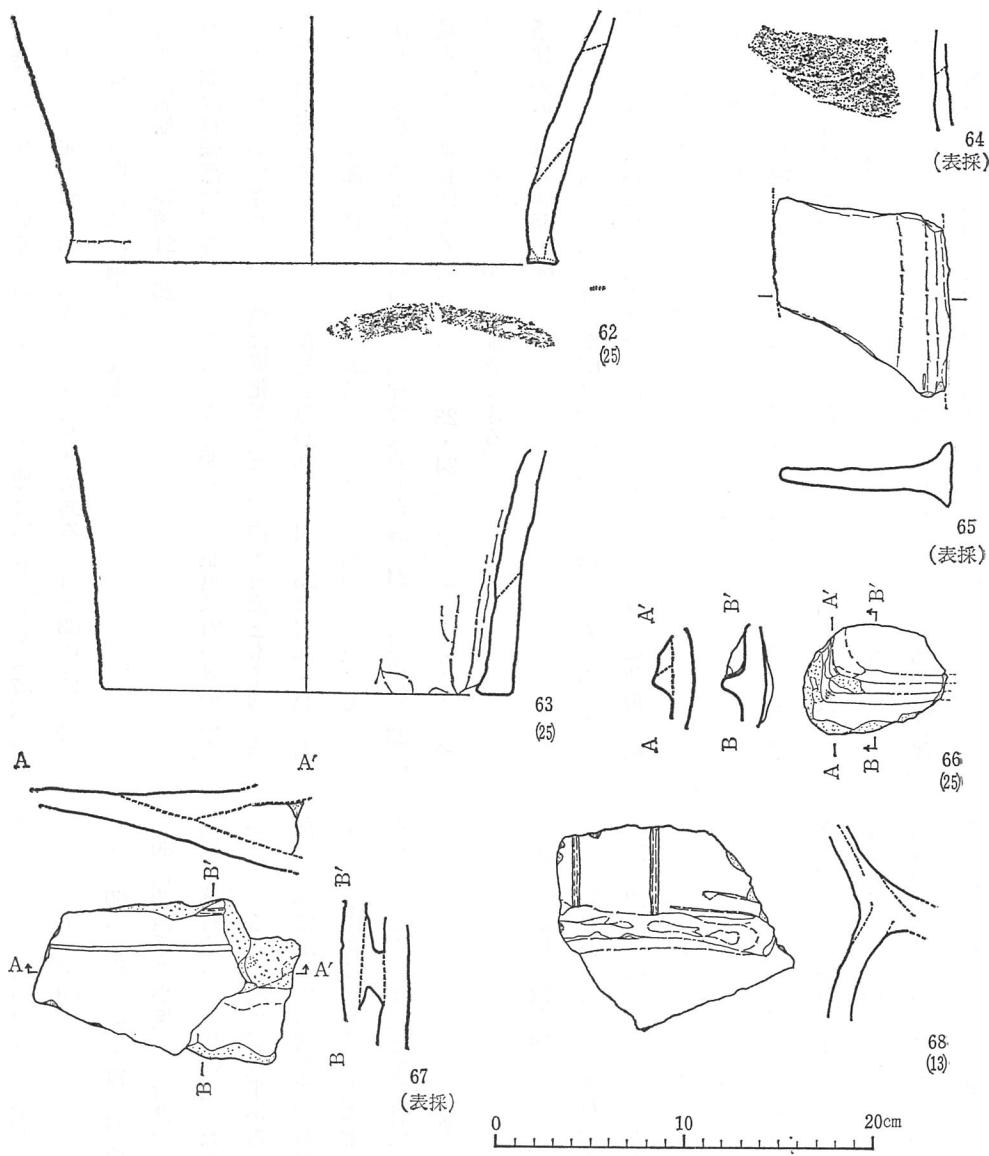




第15図 山辺道上陵の出土品 (4) (1/4)



第16図 山辺道上塚の出土品(5) (1/4)



第17図 山辺道上陵の出土品(6)(1/4)

小型 (56・57・58・59・60・61・62・63) に大別でき  
る。60が直立的である他は傾斜  
をもって上部に移行する。中で  
も59と62は開き具合が他に較べ  
て急である。径については、大  
型 (59・60・61・62・63) は厚手で  
突出度の高い台形 (39)  
(31~34・43・44) に大別でき  
る。また、29は台形と言うより  
は長方形に近く、30・34はや  
や崩れた台形を呈する。透し  
孔は、円形 (43・44)、橢円形  
(33)、方形 (35・36・42・53)  
(54)、三角形 (51・52) が見ら  
れ、55は凹形と考えられる。52  
は凸帯を挟んで上下に穿孔され  
ているが、上の孔の形は方形か  
三角か不明である。

る。調整痕の残っているものは少なく、外面では、ヨコハケ（57）、内

面ではナデ（56・61・63）が確認できただけである。61と63には黒斑が見られる。62の底面には刻み目が残る。

### 朝顔形埴輪（第13図21～25）

21～23は口縁部で、外反しながら大きく開く。調整痕は21の外面にナデとタテハケが施されている他は風化がひどく、内・外面とも不明である。23は朝顔部でも肩部よりの部分と思われる。24・25は肩部。24は丸みをもつて朝顔部へ移行し、25は24に比べて丸みが弱い。2点とも薄手の作りである。凸帶は、断面形が細身で高めの台形（24）と三角形（23）が見られる。調整は外面にヨコハケ（23・24）、内面にナデとオサエ（24）、ナデとヨコハケ（25）が確認できる。

### 鰐付埴輪（第17図65・66）

当初、形象埴輪かと思われたが65は鰐部、66は円筒部と考えられる。65は上下を欠損しており長さは分からぬ。66は円筒部外面に凸帶を貼り付け、その片方に鰐の一部が残っている。

### 形象埴輪（第17図64・67・68）

64は器形が断定できないが、薄手で、外面に二本の沈線が弧状に施されている。67は楯形埴輪の一部と考えられる。円筒部と粘土板を接合した後その間に補強のための粘土を充填している。粘土板の外面には二本の浅い沈線が施されている。68は蓋と考えられる。蓋部と脚部の接合部分で、蓋の端部は欠損しており、表面には縱に二本の沈線が施されてい

る。三点とも表面の風化が激しく、ハケメの有無は分からぬ。

### 陶器（第18図69～71）

塊（69）、摺鉢（70・71）がある。

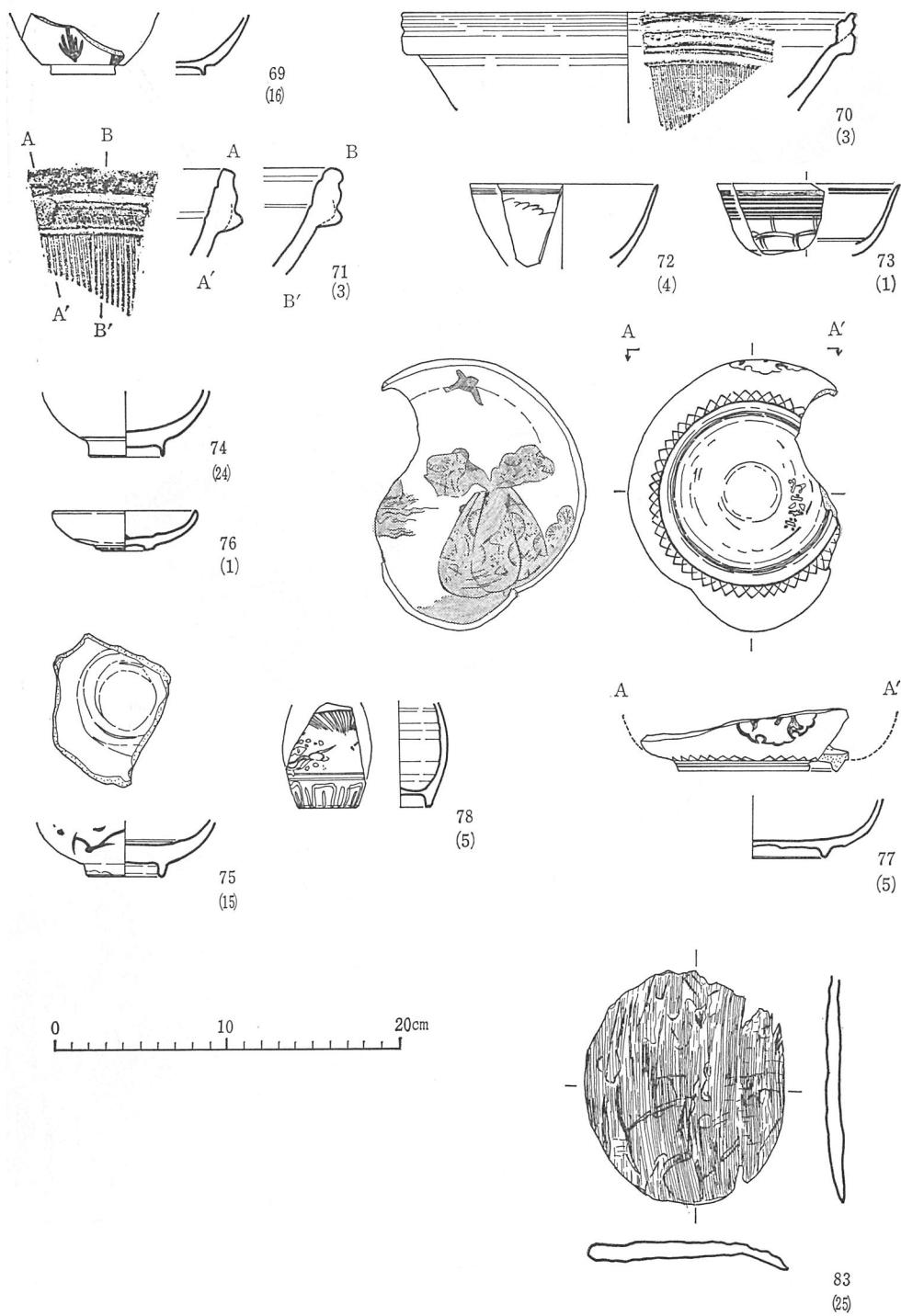
### 69は関西系の小塊。高台は中高台。底部はほぼ水平で急角度を持つて

上部へ移行する。全体に濁った乳白色を呈し、外面には灰色の文様が描かれている。一八世紀後半から一九世紀。70・71はともに口縁部から胴部の一部にかけての破片で、口縁部はやや厚く、内・外面に凹線を施す。71の内側には御目の上に細い櫛目様の沈線と片口を思わせる浅い窪みがみられる。2点とも御目は九～十条が一単位のようで、僅かに残る胴部の外面にはケズリの痕跡がみられる。色調は茶褐色を呈し、釉は施されていない。

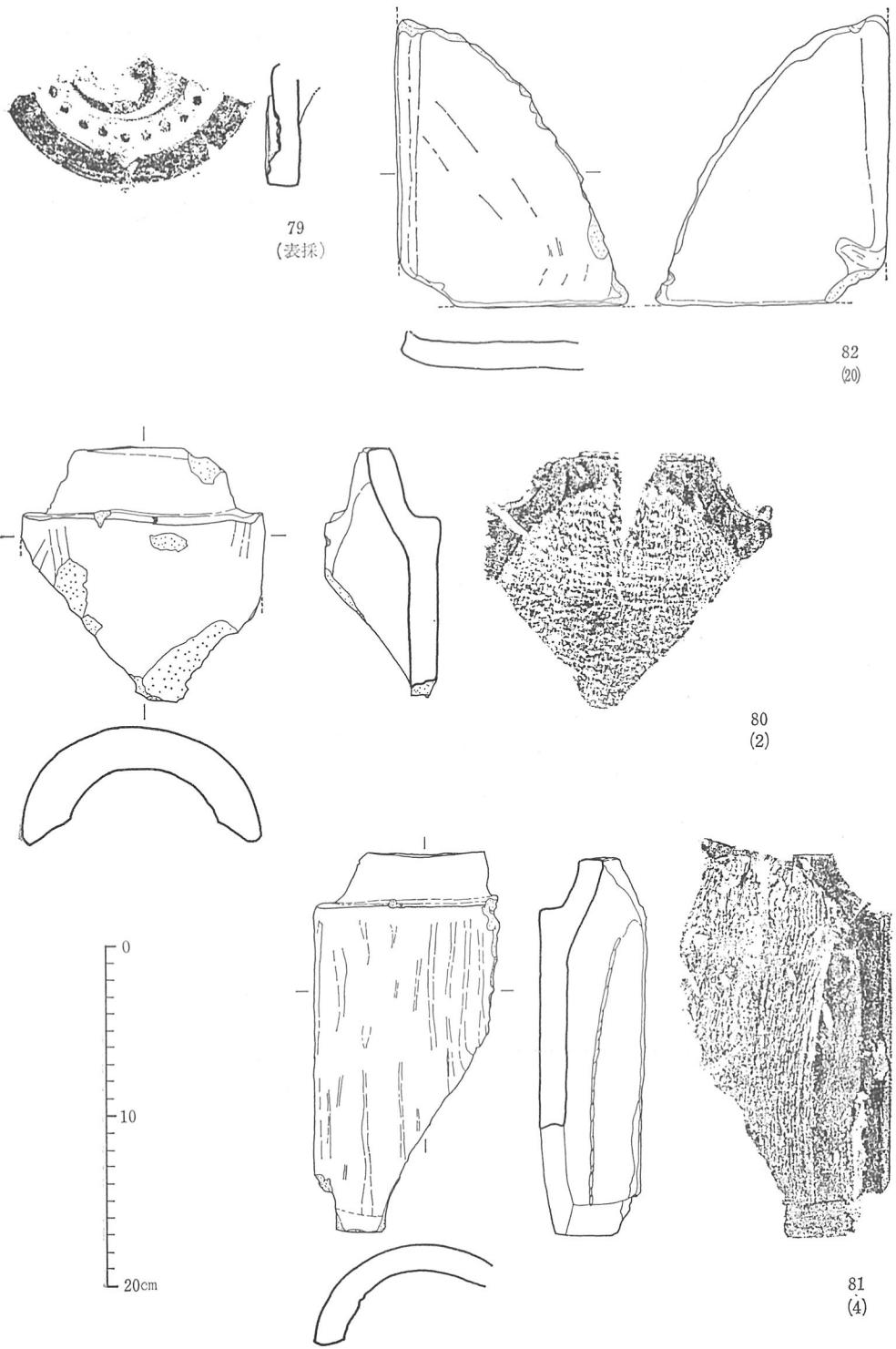
### 磁器（第18図72～78）

碗（72～75）、皿（76・77）、瓶（78）がある。

72・73は肥前の染付。2点とも底部を欠くが、73の方は丸みをもつているようである。73がやや内湾しながら開くのに対して72はほぼ直線的に開く。絵柄は、72が外面口縁部に四本の平行線を施し、その下は何を表わしているのか不明。73も外面と内面に平行線（外七本、内四本）があり、外面の平行線下の図は何であるか分らない。72は一七世紀後半、73は一八二〇年代～一八六〇年代。74・75は口縁部を欠く。74の高台は高さの割りに薄い。底部は緩やかな曲線を描きながら胴部へ移行する。72・73に比べると厚みを持つ。高台と底部の境には、二本の平行線の染



第18図 山辺道上陵の出土品(7) (1/4)



第19図 山辺道上陵の出土品 (8) (1/4)

付が認められる。75は74より低く厚みのある高台を持ち、底部は緩やかな曲線を描きながら上部へ移行する。胴部外面に青緑色の染付が見られる。見込みには重焼きの痕が残る。全体にやや濁った灰色を呈する。二点とも産地、時期は不明。76は関西系の灯明皿。高台は短く、底部は大きく開きながら上部へ移行し、口縁部間際で立ち上がる。全体にやや濁った感じの透明釉がかかり、釉面には細かい貫入がみられる。見込みには重ね焼きの痕が残っている。一八世紀～幕末。77は染付皿。内・外面全体に染付文様が施されており、底面には青緑色の釉で「□六十六」と書かれている焼継ぎの存在と併せて、その請負番号であろう。時期と产地は不明。78は瀬戸美濃かと思われる。赤色と青緑色の釉により松と梅らしき絵柄と連弁が描かれている。幕末～明治。

#### 瓦（第19図79～82）

軒丸瓦（79）、丸瓦（80・81）、平瓦（82）がある。

79は瓦当を僅かに残す。周縁は直立縁で、内区の文様より高い。圈線がなく、周縁からすぐに連珠文になる。巴の頭は丸く、尾は長く、その先は次の巴の頭についている。81は全体の長さがわかるが、82は胴部の大半を欠損している。凸面にはケズリ痕が微かに残り、凹面には布目が顯著に残る。高さと厚みはほぼ同じであるが、81の玉縁がやや短い。82は欠損部分が多く、元の大きさは分からぬが、あまり反りは大きくないうようである。凹面にケズリの痕が微かに残る。紐孔が穿たれている。

その他（第18図83）

平面形が橢円形の薄い木製品。周縁部が細く、中央がやや厚い。随所に焦げた痕が残る。

（佐藤利秀）

仁徳天皇皇后磐之媛命平城坂上陵

は奈良盆地の北端に立地する前方後

円墳である。今回の調査は外堤上に位置する見張所が改築されることとなり、その基礎部分及び污水井設置部分の掘削に立ち合った。

掘削区は旧見張所を撤去した跡地である（第20図）。調査区域は見張所基礎部分（四メートル×三メートル）を幅一メートル、深さ〇・八メートル程度を掘削したほか、污水井設置部分（三メートル×一メートル）を深さ一・六メートル程度を掘削した（第21図）。さらに外堤外側法面にマンホール設置箇所（一メートル×一メートル、深さ〇・八メートル）二箇所、電気引込栓設置箇所（一・二メートル×一・二メートル、深さ一メートル）一箇所を掘削した。掘削区の層序は大きく四層に大別できる（第22図）。I層は表土であり、参道に敷き詰められた小礫を多量に含む土層である。II層は暗茶褐色の砂質土であり、旧見張所の基礎に用いられた拳大のバラスを含む。この層より遺物の大半が出土している。

III層は茶褐色の砂質土であり、堅く締った土層である。この層からは遺物は全く出土しておらず、外堤を構築した際の盛土であるか、地山であるかの判断は難しい。IV層は表土から約一メートル下の粘質土であり、

極めて均質の土層であるため地山と考えてよい。これらの土層のうち、II層から埴輪底部が多量に出土していることより、本来埴輪が外堤上に樹立されていた可能性が高いものと考えられる。しかしながら旧見張所の建設の際に攪乱され、原位置を保つて出土したものはなかった。

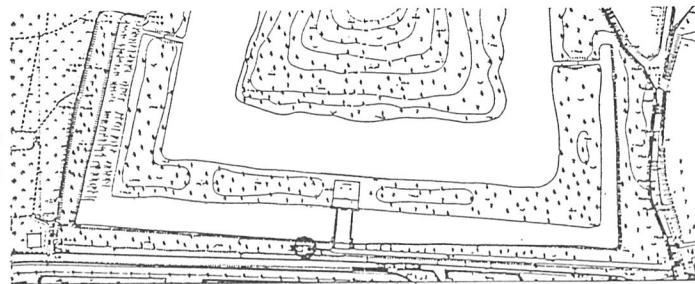
次に出土遺物は総数二〇八点である。このうち一点のみが須恵器片であるが、ほかはすべて埴輪片である。なお、この須恵器片は小破片であり、器種、所属時期は不明である。出土した位置は一点のみが外堤の法面の掘削箇所から出土しているが、他はII層からの出土品である。

出土した埴輪の特徴としては、外面の色調に明褐色を呈するものと淡黄灰色を示すものがあるが、黒斑の付着した個体は一点も認められない。焼成はいずれも埴質であり須恵質、半須恵質といえる個体はないものの、黒斑がないことから窯窓で焼成されたものと考えられる。

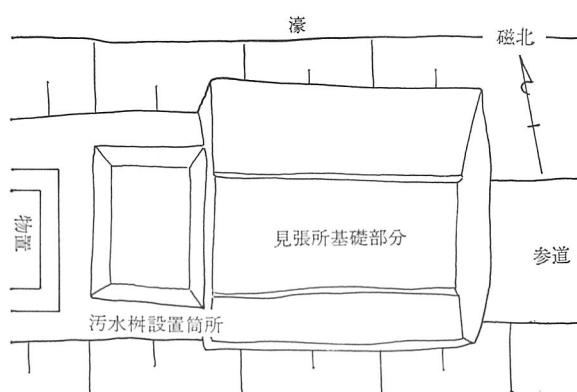
種類については円筒埴輪しか確認できず、明らかに形象埴輪と思われる個体は出土していない。その他、口縁の

破片は出土しておらず、またスカシ孔の形状、大きさが判明する個体も出土していない。

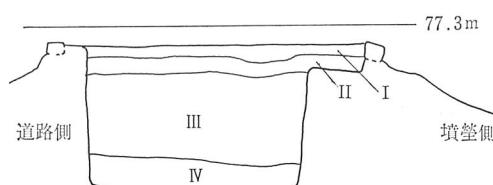
外面の調整は二段目以上は基本的にヨコハケ調整が施されている。ただ、第24図4に示した個体には波状の調整（文様？）が施されている。この波状文は須恵器に認められるものに極めて類似しており、須恵器製作との密接な関係が窺える（第23図）。内面の調整は基本的にナデ調整であるが、第24図1に示した個体には内外面ともにハケ調整が施されており、朝顔形埴輪の口縁部である可能性も残される。



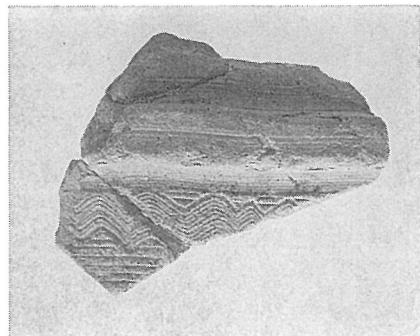
第20図 平城坂上陵調査箇所の位置 (1/4000)



第21図 平城坂上陵調査箇所の平面 (1/160)



第22図 平城坂上陵調査箇所の断面 (1/80)



第23図 平城坂上陵の出土品写真

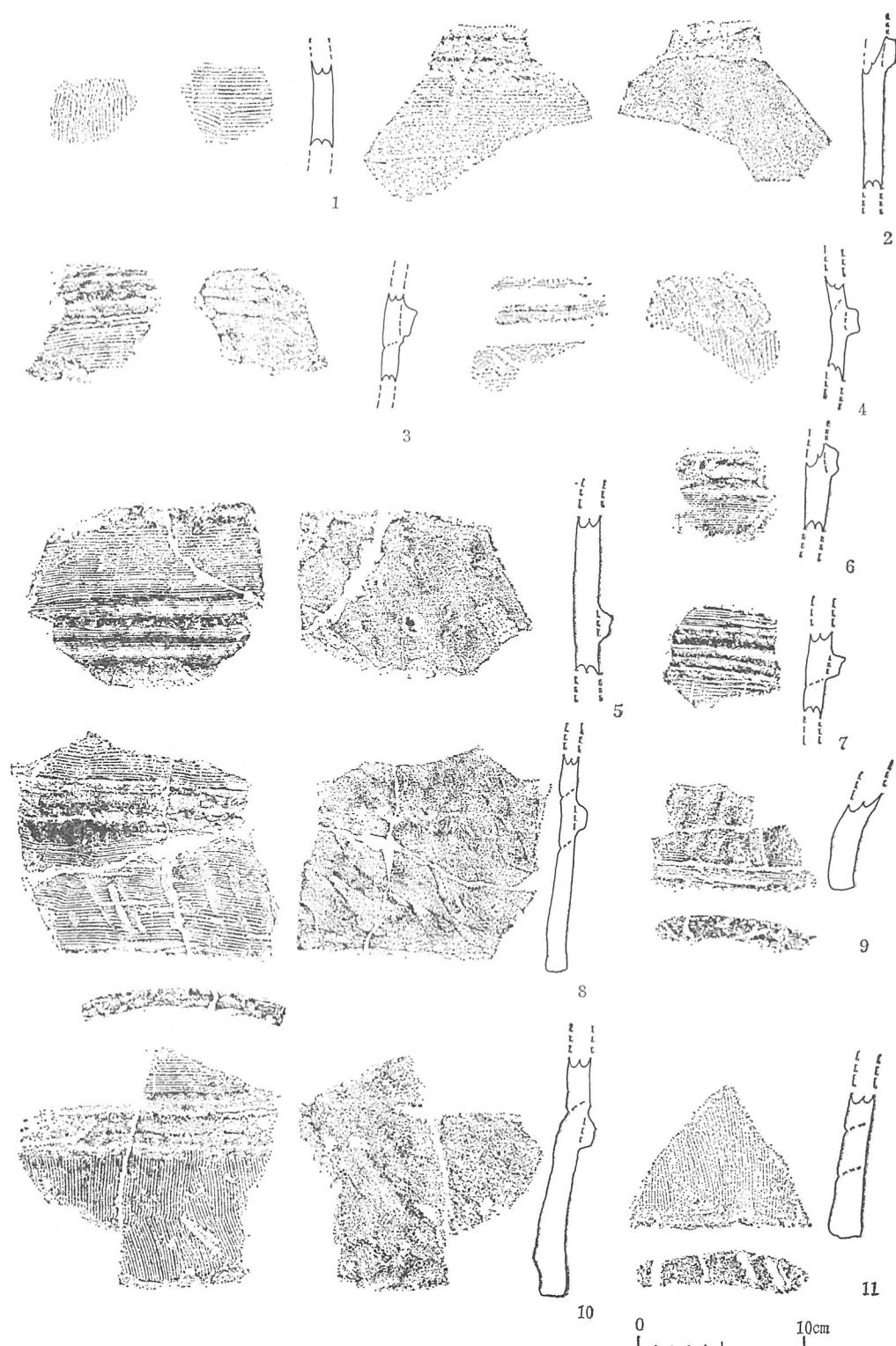
さて、今回出土した埴輪には底部が多く出土しており、底部について詳述する。底部の破片は三〇個体出土しているが、接合はしないものの同一個体である可能性もあるため、かならずしも三〇本の埴輪というわけではない。この底部（第一段）の調整には三種類があり、最下段までヨコハケ調整を施すもの三

点（第24図8・9）、縦ハケ調整のもの一二点（第24・25図10～17）、ナデ調整のもの一一点（第25図18～20）であり、不明のもの五点である。このうちタテハケ調整のものでは一センチあたり八～九条の細かいものと、一センチあたり四～五条のやや粗いものの二種類がある。三〇点といふ個体数で全体を推定するには無理もあるが、本陵に使用されている埴輪の第一段の調整にはタテハケ、ナデ調整のみが施され、第二次調整であるヨコハケ調整が省略される傾向にあるといえる。また、ヨコハケ調整を施した個体は底面に棒状の圧痕が認められず、下端が肥厚するものも少なく、全体に丁寧な作りである。一方、タテハケ、ナデ調整のみで仕上げられた個体は底部が肥厚し、底面に棒状圧痕を明瞭に残す個体が多い。

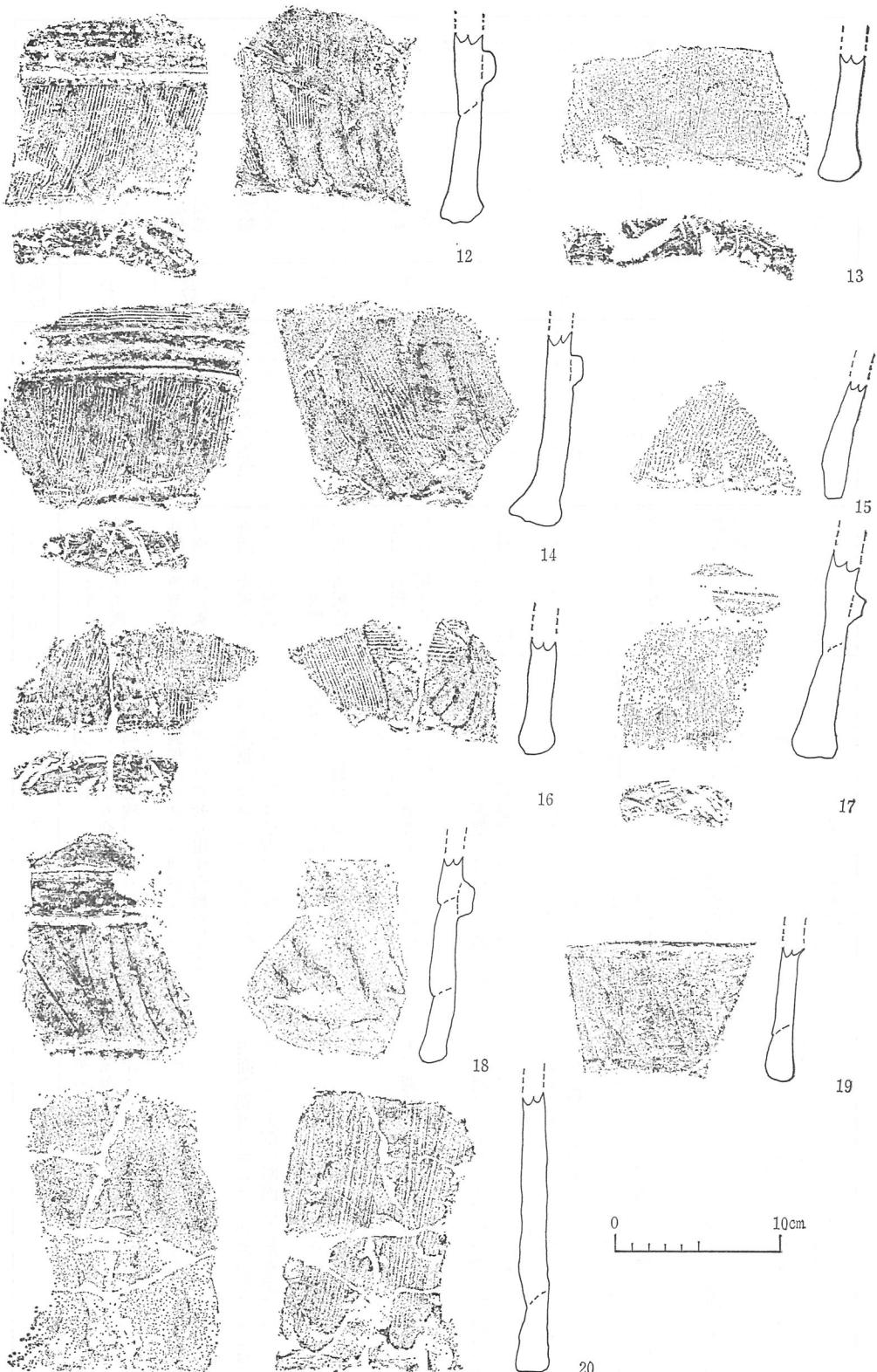
（徳田誠志）

突帯下端までの高さが測定できた個体は五個体であるがいずれも八・八・六センチであり、第25図20に示した個体は少なくとも一七センチは突帯がなく形象埴輪の円筒部底部である可能性が高い。各個体の大きさについては直径を正確に測定できる個体はないものの、破片から復元すると一六～二八センチ前後が多く、最大で三十六センチを測るものがある。

その他、埴輪の詳細については別表の観察表を参照されたい。



第24図 平城坂上陵の出土品 (1) (1/4)



第25図 平城坂上陵の出土品(2) (1/4)

										挿図番号
24 10	24 9	24 8	24 7	24 6	24 5	24 4	24 3	24 2	24 1	器種
円筒埴輪 底部	円筒埴輪 底部	円筒埴輪 底部	円筒埴輪 胸部	円筒埴輪 胸部	円筒埴輪 胸部	円筒埴輪 胸部	円筒埴輪 胸部	円筒埴輪 胸部	円筒埴輪 胸部	焼成胎土
良好	良好	良好	良好	良好	良好	良好	良好	良好	良好	色調
緻密 0.1 ~ 0.2 mmの黒 色砂粒 を含む。	緻密 0.1 ~ 0.2 mmの黒 色砂粒 を含む。	緻密 0.1 ~ 0.2 mmの黒 色砂粒 を含む。	緻密 0.1 mmの石英・ 雲母を多量に 含む。	緻密 0.1 mmの黒色砂 粒を多量に含む。	緻密 0.1 mmの黒色砂 粒を多量に含む。	緻密 0.1 ~ 0.2 mmの石英 を含む。	緻密 0.1 ~ 0.2 mmの黒色砂 粒を多量に含む。	緻密 0.1 ~ 0.2 mmの黒色砂 粒を多量に含む。	緻密 0.1 ~ 0.2 mmの黒色砂 粒を多量に含む。	外面…淡黄灰色 内面…淡黄灰色
外面…淡黄灰色 内面…淡黄灰色	外面…明褐色 内面…淡黄灰色	外面…明褐色 内面…淡黄灰色	外面…淡黄灰色 内面…明褐色	外面…淡黄灰色 内面…明褐色	外面…淡黄灰色 内面…明褐色	外面…赤褐色 内面…赤褐色	外面…赤褐色 内面…赤褐色	外面…淡黄灰色 内面…淡黄灰色	外面…淡黄灰色 内面…淡黄灰色	調整等個体の特徴
外面は下端まで1センチあたり5~6条のヨコハケ調整(B種)を施す。内面は斜め方向のユビナデ調整である。突帶は断面台形を呈する。他の底部に比べ器壁は薄く、底面には棒状の圧痕を残さない。	外面はヨコハケ調整(B種)が施されている。内面は左上りのユビナデ調整である。突帶はヨコナデ調整のために中央がやや凹んでおり、断面はM字形に近い形状を呈す。	外面は1センチあたり4~5条ほどのヨコハケ調整(B種)が施されている。内面はユビナデ調整である。突帶は上辺がややせり出す断面M字形を呈する。	外面は下端まで1センチあたり5~6条のヨコハケ調整(B種)を施す。内面は斜め方向のユビナデ調整である。突帶は断面台形を呈する。他の底部に比べ器壁は薄く、底面には棒状の圧痕を残さない。	外面の調整はヨコハケ調整(B種)である。内面の調整はユビナデ調整が施されており、特に突帶の裏側は横方向のユビナデが施されている。突帶の断面は台形を呈する。	外面の調整はヨコハケ調整(B種)である。他の破片に比べハケメはやや細かく1センチあたり7~8条である。内面の調整はユビナデ調整が施されている。突帶の断面は台形を呈する。	外面の調整にはタテハケの調整を施す。このタテハケ調整は1センチあたり4~5条ほどのもので、切り合っているものが多い。内面も外面と同様のヨコハケ調整が施されている。朝顔形埴輪のラッパ状に広がる部分の破片である可能性も残される。	外面の調整はヨコハケ調整である。内面はユビナデ調整によつて仕上げられている。突帶は上辺がややせり出す台形を呈する。	外面の調整にはタテハケの調整を施す。このタテハケ調整は1センチあたり4~5条ほどのもので、切り合っているものが多い。内面も外面と同様のヨコハケ調整が施されている。朝顔形埴輪のラッパ状に広がる部分の破片である可能性も残される。	外面の調整はヨコハケ調整(B種)である。内面の調整はユビナデ調整が施されており、特に突帶の裏側は横方向のユビナデが施されている。突帶の断面は台形を呈する。	外面の調整はヨコハケ調整(B種)である。他の破片に比べハケメはやや細かく1センチあたり4~5条ほどである。
外面の第1段の調整はタテハケ調整であり、第2段目の調整はヨコハケ調整(B種)である。内面は左上りのナデ調整が施されており、下端は肥厚しない。底面の棒状圧痕は認められない。突帶の断面形は台形を呈する。	外面は下端まで1センチあたり5~6条のヨコハケ調整(B種)を施す。内面はナデ調整であり、底面には棒状の圧痕を残す。	外面は下端まで1センチあたり5~6条のヨコハケ調整(B種)を施す。内面はナデ調整であり、底面には棒状の圧痕を残す。	外面は下端まで1センチあたり5~6条のヨコハケ調整(B種)を施す。内面はナデ調整であり、底面には棒状の圧痕を残す。	外面は下端まで1センチあたり5~6条のヨコハケ調整(B種)を施す。内面はナデ調整であり、底面には棒状の圧痕を残す。	外面は下端まで1センチあたり5~6条のヨコハケ調整(B種)を施す。内面はナデ調整であり、底面には棒状の圧痕を残す。	外面は下端まで1センチあたり5~6条のヨコハケ調整(B種)を施す。内面はナデ調整であり、底面には棒状の圧痕を残す。	外面は下端まで1センチあたり5~6条のヨコハケ調整(B種)を施す。内面はナデ調整であり、底面には棒状の圧痕を残す。	外面は下端まで1センチあたり5~6条のヨコハケ調整(B種)を施す。内面はナデ調整であり、底面には棒状の圧痕を残す。	外面は下端まで1センチあたり5~6条のヨコハケ調整(B種)を施す。内面はナデ調整であり、底面には棒状の圧痕を残す。	外面は下端まで1センチあたり5~6条のヨコハケ調整(B種)を施す。内面はナデ調整であり、底面には棒状の圧痕を残す。

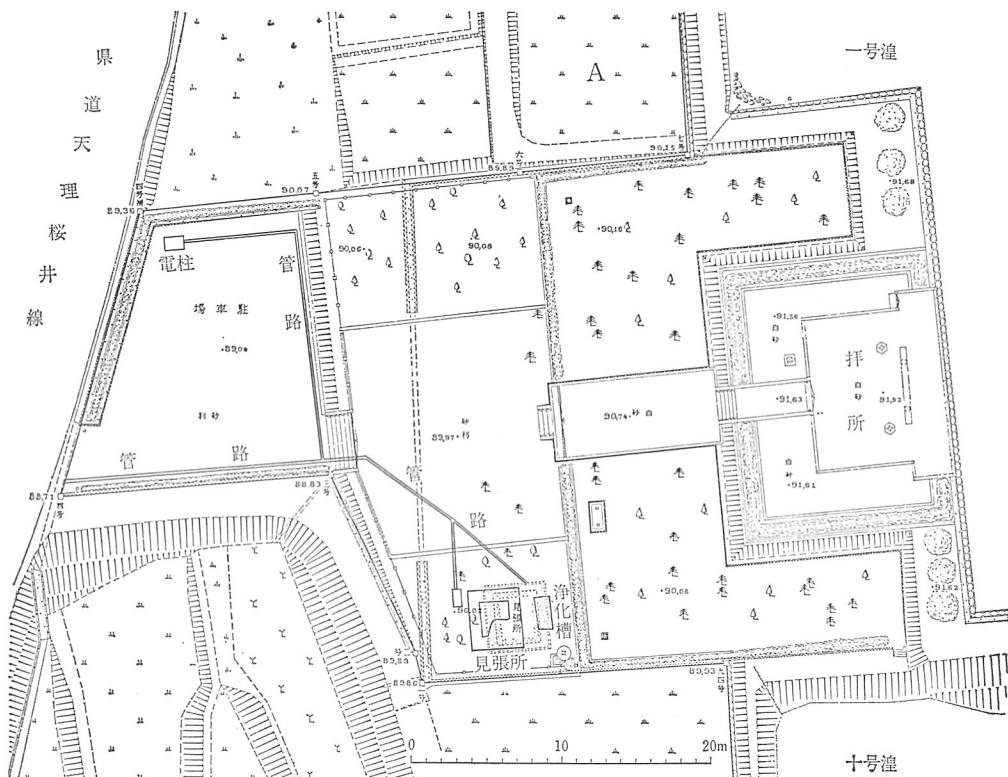


平成四年 山辺道上陵見張所改築工事に伴う立会調査

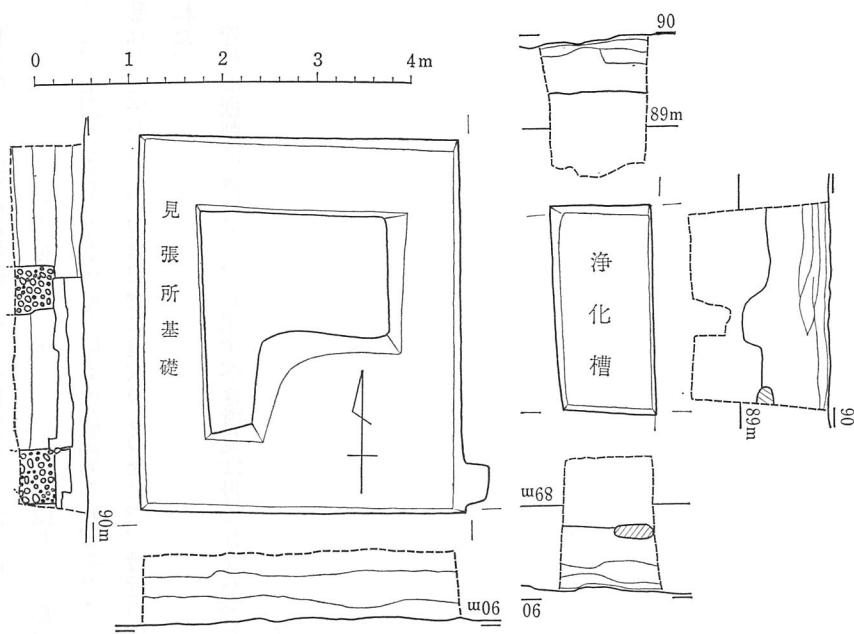
景行天皇の山辺道上陵は、奈良盆地の東山麓天理市渋谷町に所在し、西に伸びる尾根のふくらみを利用して築造された前方後円墳である。前方部正面外堤の中央拝所で見張所の改築と付帯工事が行なわれたので、調査した（第26図）。この付近は、概して北東から南西に傾斜する自然地形のところで、これを改変して築堤等が施されているようである。細かく見ると、正面外堤の北半の現状は、第一塁の幅の狭い外堤の外側が一段低くなつた窪地（同図A）となつてている。窪地の西側内法面は、墳丘前方部正面とほぼ平行に走つていて、本来の外堤は、この窪地西側の一段高い部分である可能性が考えられる。この想定が正しければ、見張所改築予定地は、本来の外堤の法肩あたりに位置するようである。また、現在の駐車場等の部分は、もと段々に造成された水田であったところで、昭和三十五年の県道天理桜井線の改良工事にともなつて新たに陵墓地に取込み、埋立てたものである。

調査は、平成四年七月二十九日～九月二十五日の間、見張所の基礎・淨化槽・管路（地中電線・水道管埋設）の掘削工に立会つて行なつた。その結果、新しい時期の遺構・遺物が出土したが、原初の遺構は認められなかつたので、予定通り施工した。

(一) 見張所基礎（第27図）



第26図 山辺道上陵調査箇所の位置 (1/500)

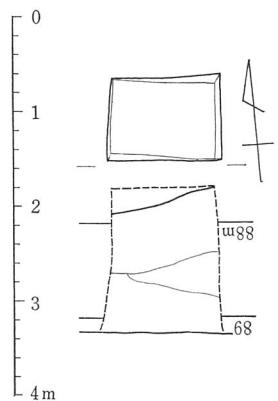


第27図 山辺道上陵見張所基礎・浄化槽埋設壙の平面および断面 (1/80)

旧見張所を解体した跡地約三・四メートル×四・〇メートルの範囲内に新しい基礎部として深さ〇・七～〇・八メートルを掘削した。古いコンクリートの基礎のほか、断面箱形の素掘り溝に拳大の河原石を充填した暗渠が縦横に走っているのが検出された。この暗渠は、新しいもので、充填された河原石の間は、土の付着がほとんどなく、掘りこまれた黄褐色土には近世以降の陶器片を包含している。

## (二) 浄化槽埋設壙 (第27図)

見張所基礎の東隣りに約一・二メートル×二・三メートルの範囲に浄化槽を埋設するため深さ一・五メートル掘削した。壙の下半は、朝和層を構成する花崗岩の霉爛土で、ブロック状にも見えて盛土のようでもあるが、判然とせず、山裾の二次堆積土かも知れない。この土を掘り込んだ溝状の遺構が東西方向に走り、その底床には直径三～五センチ前後の樹枝が敷きつめられ、その上は白灰色粘質土で覆われている。このソダ敷の溝状遺構は一種の暗渠のようで、発掘時にも樹枝を伝って水が浸み出していた。また南壁には、花崗岩の霉爛土上に径四〇センチの平たい河原石が裾えられたような状態で検出された。白灰色粘土層から上層は、明らかに盛土である。



第28図 山辺道上陵電柱掘方の平面および断面 (1/80)

(三) 電柱掘方 (第28図)

駐車場の西北隅に電灯線引込みの柱を立てるために一・二メートル×〇・九メートルの範囲を深さ一・五メートル掘削した。掘方の底床面近くで、上面が傾斜した水田面と同じ土が認められ、そのうえの土層は、乱れた層序を呈し、包含遺物は現代のものなので、最近の盛土と判断された。

管路の掘削においても、特記すべき所見は得られなかつた。

(笠野 豪)